

畿内番人制の結構

のび しょうじ*

キーワード：畿内 四ヶ所 非人番 番人 長吏 在方小頭

要約

非人番・番人制研究の新たな局面を拓くために、徹頭徹尾過去の研究の枠組に捉らわれない展開を試みる。大坂町奉行所-四ヶ所支配の下に組み込まれた非人番を番人と位置づけ、番人制の基本構造を明らかにする。本稿が重視する視点は①村落に適合的な非人番がもつ性格が番人となることによって、いかなる部分に変質し、あるいは貫かれるのか ②番人化の過程の具体的移行実態 ③番人制の構造とはいかなるものか、である。同時に重視しているのは1990年代以降に大きな進展をみた畿内支配国論ならびに大坂町奉行所論、ならびに大坂四ヶ所論と接合する形で、先の3つの論点を解明する試みである。在方小頭の登場と性格から、全番人が四ヶ所に上納する「三役銭」の実態まで、およそ6項目に分けて論究した課題はいずれも新たな問題提起であり、それなりの史料根拠をもった回答である。なお紙幅もあり、根本的な課題であり、研究史としてなお確定しているとはいえない「非人番とは何か」については、それ自体を解明した別稿を用意するものとして、本稿では所与のものとする。

はじめに

1976年に西播地域皮多村文書研究会（以下西皮研ともいう）に属した、松岡秀夫・横田久和両氏によって発表された「非人番研究ノート」によって、畿内農村に普遍的に存在した非人番の存在と、その実態が学問的に初めて明確な像を結んだ。非人番研究はそれから半世紀を越えた。

本稿は2つの、問題意識と課題を提起するものである。1つは半世紀の研究動向の主要潮流に大きな危惧を抱き、この流れを根底から変えたいということ、2つはそのための10近い新たな視角と課題を、たとえ十分な紙幅を費やせず略述に終わるとしても、おおよけにしておきたいと考えたことである。

本稿で提起する論点と論証は、圧縮と省略を

多用しており、けっして充分なものと納得はしていない。その1点ごとに一篇の論稿を必要とする大きな問題群であると自覚している。けれども問題提起として、批判と論争を呼び込むに必要な史実と論点は書き込めたつもりである。議論が巻き起こり、研究方向に新しい局面が生まれることを願って展開することにする。

1 番人制について明らかにした論点

本稿の課題は番人制下の非人番の、現時点での未解明な論点を明確化することにある。そこには今世紀に入って著しい解明をみた大坂四ヶ所、その1つであり四ヶ所のなかで筆頭的な地位を保持した天王寺垣外のまとまった史料が発掘・翻刻され（のび1987・1988の執筆時点では府立図書館蔵悲田院文書の翻刻さえなかった）、

一定の研究と解明が行われたという事情¹⁾、またそれより少し以前の1990年代から具体的分析の進んできた大坂町奉行所の内部機構の解明(大阪市史料調査会と大阪市立大学安竹貴彦、2所の精力的な史料発掘・紹介・分析等によるところが大きい)、それと雁行して進捗してきた近世畿内支配国論の進展という、部落史研究の見地からすれば土台となる領域の大きな蓄積があった。それによって見えてきた部分と、さらに広がった疑問や課題がある。

但し番人制の生成と基本的構造については、すでに前2稿とりわけのび1988において、その時点で明らかにしうる限りでの史実は示し、かつ整理を試みた心算である²⁾。私見では3つの論稿[松岡・横田、のび]が描いた番人制像に対して、有力な反論や反証は出なかったと考える。そのうえに立っての課題設定が求められる。上記に述べた研究分野の進捗と、拙稿以降何波目かの自治体史ブームによって、阪神間ならびに東播磨地域において、この30年間には番人制にかかわる新たな史実と史料が、一定程度公開・蓄積されている³⁾。自治体史のうち、大阪府域と兵庫県域についてはおおよその検索と点検は済ませたつもりである。前2稿を補充・補強しうるか、その道行きで新たな展開を期待できる史料や、見直しを迫る記録など数多く見出したが、それを用いて新論を書くことはしない⁴⁾。

とはいえ番人制下の非人番(番人)を解明した拙稿1988を読んだうえで本稿を、といわれても戸惑おう。しかも30年以上も以前の論稿である。自らのおさらいのつもりで、現時点にたつての論稿の要約と、最低限の追記(文中個々に注記しない)、その後の研究によって(私にとって)明らかになった新たな論点や問題点を箇条書的に記す。

- ① 番人制とは、理想的には大坂町奉行所—大坂四ヶ所—在方小頭一村番人の命令系統をもって、摂河両国、幕末には播磨国を包摂して3カ国全体にわたり、①御用(動員[捜査・逮捕・拘引・随行]と風聞探索[国内調査と他国・遠国探索に分かれる]) ②四ヶ所役銭 ③制道(内部統制)を貫徹する仕組みである。実際にはそれぞれの組織・段階間に矛盾も葛藤もあり、それぞれの組織内もまた1枚岩ではなかった。弘化年間(1844～)に至り四ヶ所支配を播磨国に及ぼすについて、大坂町奉行所が主体となるが、摂河については藩領(特に譜代藩や御三卿領)との掛け合いで、奉行所が直接表に出てくることはあっても、通常は四ヶ所の差配に任されていた。現在に至る阪神間の自治体史や大坂町奉行所文書・悲田院長吏文書に奉行所が前面に出る文書がほとんどないことが傍証と考える。享保後期島下郡水尾村在方小頭問題(のび2015a p164、本稿でも後述する)の経過をみても、最後の段階まで奉行所は口出しを控えている。四ヶ所の運営に任せる態度は②の役銭についても同様であったが、与力らの一部では文化年間には問題化していた。結果からみて天保年間に徴収額が頭打ちになるのは、奉行所側の四ヶ所への強い働きかけがあったものと推察する。
- ② 番人制への働きかけは、大局的には「宝暦期を画期とする」(のび2015b p269)。法令としては宝暦12(1762)年7月西町奉行所より四ヶ所に出された「申渡し」(のび1988 d 文書p9・p11、但し「悲田院長吏文書」の出現により、本文書は後世に改変・作成された可能性が高い。この点も後述する)、役銭

では「番非人文書」(現在では「手覚」とされ、奉行所与力の手になるものとされている)が役銭の始まりを「宝暦年間から」と位置づけしていること、を一応の論拠とする。現在では「申渡し」が内容上改変されていること、「手覚」が「宝暦年間20年」としてあるが、宝暦に20年間はないことなど、改めての論拠の提示が求められている。詳細は省略せざるをえないが(のび2015b p286)、私はおおむね宝暦期として大過ないと考えている。大坂町奉行所が先に述べた理念的組織化を強く望むに至った事件が、宝暦14(1764)年鈴木伝蔵大捕物であった。4月朝鮮通信使主席を殺害して逃亡した通訳鈴木探索では、摂津池田村在方小頭弥右衛門の引退した父親と、組下番人たちの水際だった働きによって逮捕にこぎ着け、奉行所は面目を保ったのであった(のび2015 p166 大② p86～)。

- ③ 四ヶ所からの組織化は、内容のうえでは在方小頭の設定(任命と組編成)と、役・銭の(村非人番からの)徴収権限の付与である。現実には1つは各地の、弟子派遣と擬制親子関係を通して組織された親分格と弟子筋を上から把握すること、2つには法制上の位置づけはともあれ、摂河に広く存在した郷町や、交通要所に中世や近世前期に形成された、町場の非人組織の掌握。3つには藩領内の非人組織の長(多くは長吏と呼ばれた)を組織下に組み込むことであった。藩領の場合はすんなりとは役・銭徴収とはならない場合もあった。
- ④ 各地の組織化は例も多く、内容も様々なので拙稿2稿に示した多くの例、ならびに2015aに紹介した初期史料などに譲る。町場

の場合西宮・兵庫津の事例は、尼崎藩の一連の動きと連動しているのでひとまず除くと、松岡・横田1976が明らかにした播磨三木町があるが、残念ながらこの間では平野郷町の事例しか得られない。在郷町平野には長期にわたる会所日記『覚帳』120冊(宝永元[1704]年から慶応元[1865]年)があり、そこに「小頭」と書かれる初出は文化5(1808)年であるが、町場で「垣外」と書かれていた彼らが、「非人番」呼称に替わるのは宝暦11(1761)年を初見とする(大② p33～34)。けれども明和5(1768)年6月惣会所の頭越しに、「私共(非人番より)長吏方へ様子相届申候」(同p374)行動に出る捕物が出来し、会所より「前以様子共為相知可申儀と被思召」、事前に郷会所に届けるべきものだと問いただされている。このあたりで実質的には四ヶ所下に組み込まれたと考えられる。

- ⑤ 藩領についてここに別記したのは、前2稿に大きな誤りがあったからである。畿内非領国論が主流であった時期に書かれた『尼崎市史』では、高槻・尼崎藩を対象に「藩領的凝縮・自立性が弱い」(のび1988 p22)と想定していた。なにより当時史料が出されていた高槻藩の場合にそれが明らかであったと思われたからでもある。尼崎について具体的な史実がほとんど知られず、「藩番人頭制の内実については始期も含めて今後の課題」(p31)としながら、にもかかわらず、藩領番人制の一般的位置づけと論理も、高槻藩その他当時知られていた諸藩の事例に引きずられてしまっている(p22～・p29～)。現在では畿内支配国論の議論のもとで、譜代藩の特別重要な役割が指摘され

るに至っている（岩城2006）。大阪の部落史委員会近世部会では、調査の対象藩領として一定の蓄積のある高槻藩と、新たに、先行して藤本清二郎が道を開いてくれた⁵⁾、泉州岸和田藩の賤民制を大枠で明らかにすべく史料の集中調査をおこなった。その成果は史料編とともに通史でも、のび2007でも一応の見通しを述べるところがあった⁶⁾。その一環で意識的に番人制についても視野に入れ独自性を指摘している。数度にわたる堺奉行所一堺四ヶ所の圧力と介入を拒み、小さな妥協はしているが独自性を手放さなかった。

藤本2017の尼崎長吏文書の公開によって、研究史上最も重大な知見となったものは、著名な寛保3（1743）年尼崎・西宮・兵庫津の長吏が、一斉に四ヶ所の支配下に入ったことを示す「一札之事」が、実際には尼崎藩によって事後承認を得られていなかったことであろう。「地頭役人え相届候所、先規より三ヶ所〔尼崎・西宮・兵庫津〕番人頭共ハ別段勤候事ニ候えは、左様仕候様ニと難申付旨申渡有之」（藤本2017 P10下）、前々からの勤め通りでよいと命じたという。それはその後も尼崎藩と大坂町奉行所との間でくすぶり続けた。藩の態度として「前々御城主（戸田〔元和3～寛永12〕より御引渡・御申遂之儀」（藤本2017 p12上）「古来之通被差置度候」（p15上）、前々からの仕来りに従っただけのことで、それによって「奉行所より之申渡を彼是と申聞候筋ニも毛頭無之」（p15上）、奉行所の申渡しを云々するものではないと、幕府批判との文言を封じている。もうひとつは「尼崎表之儀は大坂御固之場所」（p12上）、重要な地であるとの主張を前

面に押し出し、藩の仕切りに理解を求めるというものであった。長文の2冊の記録によっても、宝暦末～明和初年の議論の結果も、正面からの仕置権議論を回避し玉虫色の落としどころを探ったものと見うる。

ところで藤本2018は岸和田藩非人番制について「寛政七年（領内非人番の）百姓出自を根拠に堺奉行所下堺四ヶ所の支配を排除しようとしていたことを述べた」として藤本2010論文を挙げた。しかし岸和田藩の非人番制の独自性を最初に指摘し、その重要性とともに一定の内容を解明したのはのび2007（p142）であり、『大阪の部落史』2巻（2006 p35）そして10巻通史（2009 p147～）であったのではなかったか。また堺奉行所一堺四ヶ所の圧力もすでに元文・延享期、いや元禄期に始まっており（堺要家文書）、寛政7（1795）年に突然起こったことではない。典拠のひとつとした『大阪の部落史』2所収の246文書も「堺奉行所から非人番頭の任命に際して…奉行所へ出頭するよう指示」（藤本2010 p206）した文書でもない。

- ⑥ 摂河播州村々の番人制への広域運動を時系列に取上げ、運動の概要を述べた。寛延の高槻藩、天明の泉州一橋・清水領の反対運動が先行しているが、それは措いて文化9（1812）年の泉州一国申合わせ以降の運動から取上げた。その後の研究によって、天保2（1831）年摂津島下郡蔵垣内村など8郡120ヶ村が直支配を訴願して実現した運動、天保10（1839）年東播磨5郡が行った集団訴訟が知られるようになったことを付記しておく。

2 番人制の新たな論点 その1

2-1 村方非人番の番人化

先にこの間の研究環境の進展、支配国論・大坂町奉行所・大坂四ヶ所史料の大量の発掘と公刊、という新たな動向について指摘した通り（自治体史のなかにも支配側の動静を示す史資料が含まれている）、重要な史料類の多くが支配の側からの文書に偏っている。のび1987・1988の採った「村あるいは非人番本人」に則して、いわば社会の下部ないし当事者視角から対象世界を解明する、ものとは真反対となるが、のび2015a・bで追究をはじめた延長線上の、支配の側からの、奉行所・四ヶ所の視角から番人制を問うことに限定したい、いやせざるをえない。

そこでまず2015a・b 2稿が明らかにした諸点を足がかりとしながら、それ以降に私が肝要と思うに至った新知見を示すことで、現時点での番人制の構造と、そこから見えてくる課題を述べたい。

在方小頭を主題とした唯一の先行論稿としてよい中尾2011は「今後の『非人』組織の研究において『在方小頭』の研究が最も重要になるだろう」（p31）と締めくくった。卓見である。その通りであるが、そもそも村方非人番の生成の過程に、「小頭」的存在の必要性が胚胎したことを死角におくべきではない。そこから出発する。

村方が非人番を雇い入れるおおまかなルートとしてa村・近隣の没落者や「見慣れ非人」 b一定の弟子などを抱えた町場などの非人組織や非人番からの派遣 c四ヶ所（後には藩長吏・垣外を含む）からの派遣、この3つがあった。事例は少なかったがのび1987（と以後に散見した事例も合わせ）の限りではbが目立ったもの

だった。cについて先の中尾は「具体的に長吏組織から非人番が派遣される事例を見つけることは、今のところできない」（p22）という。中尾自身が古書肆から発掘し、その購入に努力し、『続悲田院長吏文書』に全部を自ら翻刻し収録した『転切支丹宗門帳』（宗門改帳ではないが続長の目次題にあわせる）、とりわけ安永4（1775）年帳には

長太郎一天王寺村内町々番人相勤（p194）

三八一河州石川郡富田村江非人番相勤（p196）

万吉一西成郡北野村江非人番相勤（p197）

など10人を超す類族が非人番となって派遣されている。若き者総数120家から推し量れば、悲田院全体でかなりの者が非人番に出ていると考えられる。bの事例より期間的に遅れたこと、要諦の地に派遣される例が多いこと、を特徴とする。

先の推定を裏づける1例をあげる。弘化2（1845）年、以前より曖昧化していた御用勤めの勤務を厳格化することになる。そのため大量の代勤願いや病氣療養願いが長吏宛出されることとなった（長p165～）。それらによって、廻番まわりばんを病氣や役銭でもって勤めない若き者がいかに多かったかが明らかになった。新しい史実として、20年も垣外番（大坂三郷と続き村の番人をこう呼んだ）を勤める者がいたこと、反対に摂河の非人番俸が悲田院若き者層にとって、養子・弟子の供給源であったことなどが知れる。

村がb・cに派遣を依頼したのは「確かな保証」「制道（身分＝仲間内統制）」を強く望んだからである。けれどもそれは裏を返せば「紐付き」だということでもある。そこにもうひとつ派遣する側の思惑があった。1人の非人番を派遣すれば、多少の紹介料なり口利き料があったかもしれないが、基本は村も当の非人番も自足とな

る。けれども自らが親方となって弟子を送れば、弟子の実入りは親方の手に一旦は入る。あるいは擬制親子関係をもって乾分（子分）を送るとなっても、実入りの窓口はまずもって親分であるか、親分の取り分が確保されるだろう。したがって二重の紐付き非人番が各地に派遣されるに至るのである。撰河全体をとれば網の目のように親方・親分—子方・子分関係が張り巡らされるに至る。私見ではそれは、非人番の生成過程そのものに胚胎したと考えられる（本稿p14所収史料1・2参照）。

安永2（1773）年河州錦部郡常村新町非人番佐兵衛後家るすが、弟子佐兵衛の盗みを宥免してほしいと歎願した。町奉行所が調べると「都而小屋持非人、村の番人相兼候者外非人^{かかえ}を拘手代りに召仕候由、通例下人と申二候得とも、非人之義ニ付名目を憚り弟子と唱来候由、長吏とも申之」（「御仕置筋ニ付心得可相成部」安竹1995 p305）。長吏とも呼ばれているとあり、各地に弟子を派遣していたのだろう。このような早い段階で何人もの弟子を抱える家であった⁷⁾。後期に一層激しくなるようにみうる。史料に「親方」とあっても北崎のようにそれが即小頭を指すのではないし、ましてや貞享段階で小頭があったかどうか確認されていない（北崎2007 p98）。四ヶ所の在支配は長く「在小頭・年行事（直場非人番年番代表 後述）・組下（番人）」（天明2年 長p640）であったが、幕末には「村々右手先之者・小頭又者番人等」（明治4年10月達し高槻好田家文書）となり、年行事（直場非人番）を除き（この段階では消滅）、小頭より一番に「手先之者」があがってくる。天保期に役銭徴収が頭打ちになってくると、四ヶ所側は新たな財源として子方・子分ら「手先」の派遣が強まる。事情はbの派遣元であり、そうであったがゆえ

に小頭に任命された多くの小頭にあっても同様だったと考える。初期小頭の事例をみても、組内非人番の収入の徴収・管理権は小頭に属している（のび2015a p161 後述）。

本稿は支配の側から考察すると指摘したが、「村抱え」に置かれる非人番の立場に立てば、事態はどうみえているのか、それだけは述べておきたい。警備・警察業務の一環である「村に立入る有象無象のヤカラ」を立入らせない、追放する行為は、元来は歩くもおぼつかない乞食ひとりをも想定していたかもしれないが、屈強な男や海千山千の口達者・徒党もそこには入ってくる。時に力尽く命がけの場合も生起する。後期に至れば、多発し日常化する。臨戦態勢の局面に逢着することが想定される仕事では、濃密な親分—子分、親方—弟子という擬制血縁が最も頼りのある絆となる。ヤクザ世界を想起するまでもなく、海洋漁業や炭鉱労働がそれを教えてくれる。それともうひとつは後ろ盾のない非人番の立場は弱く、彼らにあっても後ろ盾があるとないとでは、村での地位に大きな違いが生じるからである。やがては非人番・番人同士の養子・婚姻が広域に進展する。文化期から明治4年まで54冊も残されている撰津島上郡服部村の非人番宗門帳によれば「同一身分相互の養子・婚姻が、この宗門帳でも圧倒的な件数で確認される」（富井康夫『大阪部落史通信』12）。擬制も含め濃い血縁ネットワークが展開されていくのである。

四ヶ所内の特定の長吏の直属となった非人番を「直場非人番」という。のび1988では基本的な事柄は明らかにしたつもりであるが、すべてが撰津国で河内国はないなどと初歩的な間違いをしている（p13～）。その後先にみた水尾村一件を始め、天保2（1831）年の直場替えの集団訴訟や弘化2（1845）年の「反動」（在方小頭下

への再編入)など、現時点に立っての整理が必要になっているのかもしれないが、文化14(1817)年摂津豊島郡新稲村など11カ村が、「飛田(長吏)吉右衛門組下」(箕Ⅲ p347)になるなど、新たな動向が明らかにされたことなどは指摘するにとどめる。

都市大坂や堺では四ヶ所が個別町の要請によって番人を派遣した。派遣された番人は町の一角に小屋を用意され、そこに寝泊まりし飯米・手当を受け、勤進をおこなった。垣外番という。長らく私は町奉行所側が村方の非人番を「番非人」表記でなければ「垣外番」表記を使用していたこともあり、非人番制の先駆的経験として、三郷の垣外番制があったと漠然と考えてきたのであるが、大阪の都市史料に精通した内田九州男にして垣外番の決定的史料はなく、一八世紀中期(宝暦～明和)に生まれたのではないかと推定する(内田1993)。

管見の限りでは宝暦2(1752)年5月松平右近巡見に際して、道筋軒下の「壁土・普請石・古木・薪」、ならびに垣外番の囲いの取り除きを命じる(町触れ補達77)町触れが史料上の初見であるが、四ヶ所からの通いの休憩所であったやも知れず確実な史料とはできない。それというのも宝暦6年版行『万代大坂町鑑』には垣外番は記載なく、後筆(誰かの手になる筆記)で出てくるからである。三郷続き村であるが下って明和9(1772)年、道頓堀墓所界隈で非人行倒れは奉行所検死を行っていたが、以後非人番の一札で済ます(『道頓堀非人関係文書』上 p615)とあるのが実態を示す早い事例である。だとすれば在方非人番の面的広がりの方がむしろ先行するのではないか。垣外番制と番人制とは同時期に制度化を開始したと見做しうる。ともあれ村方が非人番を村に置く、過程そのも

のに小頭一村番人関係が萌芽したのであるが、けれどもまた権力的圧力と意図なしに、小頭が生まれることはありえないという意味で、両者は混同されるべきではない。

2-2 四ヶ所下番人の宗門帳問題

非人番・番人、在方小頭の宗門帳はどこへ提出され、いかなる管理がなされていたのであろうか。従来個別史料からわかったようにみなさわれていて、正面から追究されたテーマではないが、非人番・番人の宗門帳・人別帳問題にはいくつかの側面が内包されている。これまでに明らかにされてきたことは次のことだろう。

1. 元禄と文化の2点の悲田院垣外宗門帳がある。いずれも『悲田院仲間宗旨改帳』(なかまの文字の違いは捨象する)であり、100年間の空白があり記載の文言は異なるが、文化ではa狭義の仲間=若き者[垣外株持ち] b天王寺村番人 c集住地小屋者 の順となっており、元禄には四天王寺・天王寺村の垣外番(=非人番)はいなかったと思われるので新規の区分となるが(但し狭義の仲間=若き者人数に入っている)、cは3カ所に別れているが元禄の2カ所の小屋者記載と同じ性格の者たちの記載である。元禄の宗門帳について、塚田は先行する2・3の論稿は「表面的な分析にとどまっている」といいきり、詳細な分析をおこなった塚田2013は、手下新非人と新屋敷手下非人とは構造的・階層的に異なると結論して「三層の組織構造を持つ」(p68)とする。「本格的な分析」がもたらした誤った結論であり、もとより失考である。すでにのび2007(p129)で2つの小屋者に構造的・階層的差異はないと指摘しているし、文化の宗門帳が出現したことで論証されたといえるであろう。四ヶ所論に論究するを禁欲している本稿なので、誤解

のないよう簡単な補足をしておくと、大坂の非人が全体として三層構造になっていると最初に指摘したのはのび2007である (p129)。当該箇所を読まればすぐさま理解されると考えるが① 旦那場所持 = 御用 (長吏・小頭・若き者まで) ② 使役動員と保護をうける層 (垣外管理下にある小屋者) ③ 制道と保護対象層 (市中各所と散在非人 = 乞食) の3層である。それぞれが当事者意識が異なるが、支配側・町民側からは①～③すべてが広義の非人と見られ、扱われる者たちであった。

次に文化期の宗門帳の全文が翻刻公表されていないのでこれ以上立入った詳細な検討はできないが、摂河に広がった悲田院垣外に直属した「直場」非人番も、(垣外集落から出た) 弟子・配下の者も宗門帳に記載はない。奉行所宛のそうした宗門帳が別仕立てであったのであろうか。かかる疑問の根拠はすぐ後に述べる (史料 a をみよ)。当の垣外たちが「仲間」とみているのは若き者までの書上げである。小屋者は御用使役に動員されるとしても仲間ではない。にもかかわらずどうして「天王寺垣外宗門帳」とはせず、仲間でもない集団を加えた「仲間宗門帳」を作成し提出しているのであろうか。天王寺村へも奉行所にも自らを大きな集団とみせたい、意向が働いていると私は考える。

2. 在方では基本的には家族として非人番を受け入れていることもあり、数村が共同して非人番を置いた場合は居住地の村が末尾か、別帳でもって宗門帳を作成して領主宛提出していた。1村で置いた場合はその村で末尾か別帳で作成・提出された。そうした宗門帳が一般的だったと思われる。

3. 藩独自の番人制を敷いた岸和田藩で寛政7 (1795) 年領内島中村非人番太兵衛が博奕の嫌疑

で出張ってきた堺長吏・手先に逮捕される。堺奉行所と岸和田藩との交渉のなかで見えてきたことの1つが、非人番を宗門帳に載せない村が少なくないことであった (大⑩ p146)。摂津島上・島下郡でもみられたが (茨⑤ p892～)、当地でも「他者」である非人番を宗門帳に記載すること自体に大きな抵抗があり、「帳外れ」のままにしていたということである。

4. この度貴重な尼崎藩長吏の宗門帳が発掘された (藤本2017 p17)。「宗旨御改之節覚書」と題され、一見提出された宗門帳の控えと思われるが、どうもそうではないようだ。そう考える要点のみを記す。a 尼崎城下武家屋敷地に隣接しているが在方となる別所村の一面に居所があった。長吏 (四ヶ所からいえば番人頭) 2人、小頭数人のほかに「抱えの者」があったであろう。明和の兵庫津には長吏2家を入れて12軒があったことから、城下である尼崎で一定人数の手下・小屋者がいたことは間違いない。宗門帳はその単位でつくられるものであろう b この覚にはもう1名の長吏も、数人いた小頭も描き上げられていない c 覚書と年代の近い文久3 (1863) 年長吏書方が播州上郡の番人に答えて送った書状には、当然下って宗旨改めをするべきであるが、困難で「御当地人別帳之義ハ認め出来次第当方え持参」されたい (藤本2017文書番号8) と申し送っている。おそらくは赤穂郡内の非人番の一括宗門帳であろうと思われる。ともあれ覚書には手下として書き上げられているのは東新田村他9村の非人番で、さらに飛地播磨宍粟郡3・赤穂郡4村に限られ、領内支配全体のものではないこと、長吏居所の宗門帳でもない。ここに記名はない。9村はいずれも家族も記載されているが、飛地では家族らの記載はない。なぜ9村なのか。彼らが長吏武兵衛の

弟子・子分なのであろう。そういう宗旨の覚書なのである。

上記をふまえて現時点で非人番・番人の宗門帳問題の新たな論点について述べる。長文の文書の関係部分を一括で掲げる。

a (安永3 豊島郡木部村「覚」)

当村方ニ番人壺軒有之役共大坂四箇組下ニ而御座候ニ付、前々々人別帳面大坂に相納来り候故、去明和八卯年迄下帳無御座候(小林1985 p228 本文に一橋大津役所に提出された「覚」とあるのみで所蔵者など表記なし)

b 1 (摂津国西成郡江口村文書『定本近世被差別部落関係法令集』明石書店 1995 p186～)

一当村宗門人別御帳面人数メ之外番非人御座候得共、宗旨人別之義者同郡(西成郡)西大道村番人弥左衛門と申候者之弟子分之者共、弥左衛門より差越し置候ニ付、当所宗旨人別帳面二者前々々相除御座候、尤家居茂他領御国役堤腹往古の御座候

右之通相違無御座候ニ付乍恐奉申上候以上
寛政二戌年六月十六日

江口村

庄屋 孫右衛門

年寄 二郎右衛門

鈴木町 御役所

b 2

一此度御地頭様を穢多非人等其村々ニ有之候ハ、当戌年の宗門人別相改、別帳ニ相認、毎年差上候様被仰渡候ニ付、其御村方番非人弥右衛門宗旨之儀御改被成候処、私弟子分之者を、先年の差遣置候ニ付、前書之通帳面御認被差上候段承知仕候、人別私方ニ入置候、勿論御公儀様御法度之紛宗門之類ニ而者無御

座候、(以下略)

西大道村 弥左衛門

江口村 御庄屋・年寄 中

c 1

弘化2年5月 東町奉行所「盗賊方御役所」より大坂用達(泉屋五兵衛)へ仰せ渡されたものの書面

一播州路番人之儀不残大坂四ヶ所長吏配下之者共と有之所、近来其方忘却仕大坂長吏之都而何事も不調達自分一己之心得ニ而相成り罷有段心得違之至、向後右長吏差配ヲ請可申候、尤右番人之儀ハ宗旨人別之儀も此後大坂長吏方手先へ年々差出し可申候(神東郡屋形村『番人才助大坂御番所様ご御召ニ付罷出候節口上書控』屋形村 兵同史 I p561)

c 2 (番人才助「乍恐口上」)

(前略) 尚又大坂四ヶ所長吏配下トハ心得不申、宗旨人別之儀ハ屋形村役人中江年々差出、夫れを御地頭所江被差上候義ニ御座候(兵同史 I p562)

3種類の文書である。bはすぐさま理解できるであろう。引用のcではふれていないが、大坂町奉行所は、以前から播磨の宗門帳は大坂四ヶ所に提出することになっていたはずだが、近年は滞っているとまで言っている。播磨の史料をみている私には「はったり」としか受け取れないが、一定の効果=脅しにはなったであろう。詳細は今後の精力的な史料発掘にかかっている。aは新たな問題を提起しているが、現時点で文書そのものを再発見できないでいる。小林の引用に信を置けば、摂津能勢郡木部村にあって明和8(1771)年までは、非人番人別を大坂四ヶ所へ出していた、以後の分は下帳の控えがある

と述べている。今も宗門帳は大坂四ヶ所へ送っているのであろう。これまでかかる史実は確認されたことがない。探究が進むことを願って問題提起しておく。

2-3 在方小頭の生成と実態

在方小頭そのものについて基礎的史実を積み重ねる。

まず史料上の初見について。のび2015aでは元禄10(1697)年8月27日「一札」を部分引用して(長p639)初見とした。その後もこれを遡るものを得ていない。今回はこれと一続きでやはり部分引用した、40年後となり一部は対象としている地域の重なる、近隣の享保20(1735)年「差上申一札」両方を全文載せておく。

[史料1] 一札 長p639

一今度私共組之内新堂村又右衛門不届出入有之候、惣而又右衛門ニ不限我々共小頭又助ヲ軽メ、諸事付ケ届も不仕候、無調法成義出来仕候間、自今以後小頭を相守仲間作法之義又助申付候義、かろしめ申間敷候、其上萬事内証之寄合等二も、年老之組之内小頭へ心ろ付ケ念頃ニ可仕候、為後日組中判行仕所、如此御座候以上

元禄十丑年八月廿七日

田井中村 市兵衛㊤
西老原村 長右衛門㊤
小阪合村 喜兵衛㊤
丈寶寺村 利兵衛㊤
東弓削村 徳兵衛㊤
八尾木村 十兵衛㊤

大坂四ヶ所

頭衆中との

[史料2] 差上申一札 長p648

一此度御村方番人小頭之儀、先年通り []

私へ被仰付有難奉存候

一番人給米・伏米、其外被下物、古格之通所番人へ被遣可被下候御事

附り右割賦之儀者古来之通私方ニ而可仕候

一御祝儀之節御祝并御佛事之節、御志一切よくほり申間敷候事

附り御神事之節茂右同断

一家普請屋ね替仕候節者御断申上、藁可申請候、其外柴・薪之御無心申上間敷候

右之通少茂違背仕間敷候、若相違候ハ、如何様共可被仰付候、其時一言申上間敷候 以上

享保廿年卯八月

植松村番人
久三郎 ㊤

西老原村

惣御旦那中様

のび2015aでは2点の史料から明らかになること、言い得ることは指摘しておいた。さらに指摘しておく点があるとすれば、小頭一配下番人、村一小頭関係の原文書が共に悲田院長吏(四ヶ所)のもとにあることである。その後この種の証書類はみられない。次に述べる撰津水尾村一件なども合わせ、小頭制生成期に四ヶ所側が関係構築と安定化に注力し腐心していた反映と考える。

小頭に焦点を当てた場合に重要なことは、元禄10年段階ですでに組が作られていることであり、河内国丹北郡新堂村又右衛門を入れて7名の非人番が、地域的まとまりをもっているのではなく、広域の分布であること、それはいまだ四ヶ所に帰属する非人番(私は非人番の数自体が、まだ多くの村に置かれていなかったと考えてい

畿内番人制の結構

る)が少なかったためと思う。組下の非人番総体が小頭に不同意であるのは、ところによっては上からの「組」設定＝組織化であったためではないかと考える。享保の史料からは番人給米から勧進手当まで、受取人は当の番人であっても、小頭が再配分する権限を「古来之通」もっていたこと、小頭役を組下非人番の村の同意を得る仕組みとなっていた、ことが明らかである。

その数年前享保16年8月摂津島下郡水尾村小頭喜兵衛が罷免される。高槻藩を含む小部分の非人番を配下に置く小頭である。箕Ⅲ(p84)は京都悲田院下とするが大坂四ヶ所下である。これを契機として、鮎川村非人番などと村方が訴訟まで起こす一件があった。最終的には四ヶ所が動員を掛けて、不同意番人らを逮捕・罷免する荒っぼい「解決」を実行する。この段階では小頭－村番人制が摩擦を抱え安定していないことを証していよう(『鮎川村庄屋日記』2・3茨木市史史料)。水尾村小頭はいくつもの文書に名を出す、この地の有力小頭であった。でありながら当時はかかる状態にあったということである。

組織化と組編成。御用も上納も在方小頭を通して行われる。いや組織的命令系統下にあるのは在方小頭までであって、村番人は動員でしかない。役銭は四ヶ所組織が大坂町奉行所の広域御用を担っており、その一部負担を村番人に課す論理をもって実施しているものである。この問題は後に詳述する(後掲[史料7])。摂河といえども奉行所一四ヶ所への「包摂」が一挙に、また摩擦なく進展した訳ではない。小頭に焦点を当てながらこの課題を文政12年摂津、天保5年摂河、天保9年播磨、そして弘化2年摂河と播磨での支配編成問題に関わらせて、のび1988で一応概括するところがあった。

四ヶ所とその支配下にあった摂河番人制にとって、弘化2(1845)年が大きな転換点になっていた。その後の知見も含めての、改めての総括は後進に委ねざるを得ない。「摂州島上・嶋下両郡」で進行した支配替(直場から在方小頭支配)に際して、四ヶ所は直接人を送って村庄屋たちに挨拶回りをするとともに、「書簡」を出し、また在方小頭宛「申渡し」を下した(茨⑤p897～)。弘化2年4月21日付長文の在方小頭宛身分慎方「申渡し」は、6つの一つ書きからなる。論脈上指摘しておくべきこととして①番人から小頭「不当」を訴える時は「相組小頭共」、つまり上組(後述 この場合は上海道組)へ申し出るルートがあること ②これまで四ヶ所小頭が「平番人」を直々に召遣うことがあったが、以後は止め、在方小頭を通す ③在方から四ヶ所への御用向き出張は宿泊・食事とも「向後ハ都而其組合限り、小頭共徳用高二応し小頭割」にする ④「在小頭并番人共取締之ため」四ヶ所より「不時廻村」する、ことが申し渡されている。

もうひとつの課題は組の上に組を束ねた、たとえば「上海道八組」(河内占野・守口10・茄子作8・梶原9・高槻52・水尾16・田中・吹田32数字は配下在方小頭が支配している非人番数を示す。占野・田中は史料に記載がないので不明長p396～)は水尾村小頭が代表している。先の水尾村一件に名の出た水尾村である。中尾2011は北7組・南7組など多くの上組を挙げているが、それはたとえば本件の調査対象上、この場合は作付け調査のための便宜的な上組なのか、ある程度固定した上組であるのかはわかっていない。先の八組では「方角地廻り与奉申上」(茨⑤ p892～)文脈の中にあること、上記在方小頭への「申渡し」に「組合限り…小頭割」とされていることを考えると、固定した上組であっ

たと思われるが、今後の課題であろう。天保11(1840)年撰津池田村小頭久馬蔵が咎めを受け、「高原表二御預ケ」(長p608)となった際の「南北小頭共」の口上などをみれば、固定した組になっているのではないと思われる。その全体的な構成や独自の働きなどを明らかにした研究はない。藪田2015が「風聞書」を手がかりに上組に触れているのが注目される。

在方小頭は文政9(1826)年段階で「撰河五拾三人」(茨⑤ p892～)と書上げられている。私見ではそれは長期的には、固定してではなく変動していると考え。在方小頭について悲田院長吏家に残された文書の限りでは、世襲と血縁で固めようとした意図は明らかである。

- ・すでに明らかになっている兵庫津二家の長吏の場合(高木2007参照)

- ・西宮小頭清兵衛病死後跡相続を「尼ヶ崎竹内久兵衛倅常治郎与申者養子仕」年欠(長 p635)

- ・河州若江郡八尾寺内村小頭死去後、孫くに安立町山三郎倅亀三郎を養子として小頭役相続を願う 天保12年(長 p634)

など事例は多い。

在方小頭の所在や名前について、すでに中尾2011に網羅的に紹介されている。今後の、顔の見える在方小頭研究に接近できる助けとなるよう、新史料【別添史料1】【別添史料2】として2点巻末に収録した。

3 番人制の新たな論点 その2

3-1 番人制の指標

村に入り込んでくる乞食払いを主な仕事としていた非人番が、a村を越えた警察的役務をする b村内住民に向けて監視・逮捕をするようになる、のは何を契機とするのか、いつ頃から

始まるのか、その論理と手続きはいかなるものであったか。

元来都市大坂の四ヶ所垣外集団の生成過程そのものが、貧人・宿無しの囲い込みであり、やがて非人制道(物貰い・非人とみなされるもの)の管理・管轄や追放)を町奉行所から託された集団としてであった。それがいつしか奉行所警察権の現業・実行部隊として使役・動員されるに至ったものである。そして事の性格上からも、その始期や転機はあまり明らかではない。後世には初発から奉行所の一部を構成したかに語られるのがおちである。明和5(1768)年9月作成の「四ヶ所并施行院由緒書」(文化9年5月には写しを両奉行へ提出)には次の事績が記載されているが、そこに御用を勤める晴れやかさはあれ、葛藤も抵抗した様子もみられない。ただし、十年数十年に一度あるかどうかの、大がかりな臨時動員に限られていたようだ。そして最も重要な点は明和の由緒書でありながら、在小頭も村方非人番もまったく顔をみせない(書上時の明和に存在していても、明記されている当該年代の動員当時は、いまだ存在しないのである)ことである。

[史料3] 「四ヶ所并施行院由緒書」

大① 近世95

それまで「一ヶ年ニ一両度程」「当表徘徊候非人とも相改、実躰成ものとも者長吏手下ニ仕、悪党之もの共ハ召捕注進仕、又者追払杯仕候」、ところが「明暦二申年八月」(町奉行)松平・曾我様時代「四ヶ所長吏御召被為成、小川藤兵衛様古屋新十郎様より被為仰付候儀者、無宿盗賊大和の長右衛門・泉の七兵衛」ら八人の召捕りを命じられ、六人まで召捕注進し褒美銀二枚下し置かれる。延宝六年二月一四日に四ヶ所長吏呼び

出され、奉行石丸石見守直々に摂州荒神清澄寺強盗探索を命じられ、「長吏者刀脇差帯、小頭とも者脇差帯可居候様御下知二而鉄刀・取縄御渡被為成下」出役した。

年1度程度の大坂三郷一斉非人改めでは、貧人・乞食の選り分けをする。病気の者は高原小屋などでの治療を、障害者は現状地主の意向尊重、健常者は三郷追放、実跡者は弟子に。その延長で「悪党」があれば、捕えて与力・同心に引き渡す程度のことにはした。かかる捕物に特化した動員は明暦2（1656）年を嚆矢とする。

安永4（1775）年（御用の始期とした宝暦後期からすれば、まだ10年と少ししか経過していない段階である）四ヶ所は御用繁多となり、（御用遂行のための）借受銀高50貫500匁・銭440貫文（利子は月銀505匁・銭4貫580文）の膨大な借高に至っている、については「三郷町中江私共奉願上候通」（長p334）出銭を認めてほしいと歎願した（後「一年に一度町中竈並に一合の報謝米」支給となる）。そこに宝暦5（1755）年尾張の文次さやぬけ〔牢抜け〕一件から、直近河州錦部郡三日市村庄屋六兵衛一件での、江戸出張までの捕り方と手当が記されているが、文面からは在方小頭・番人が関わった形跡はみられない。もっともこの間百年は空白であるし、さりげなく「御手当入用凡百廿貫文程」と書かれた、宝暦14（1764）年鈴木伝蔵一件（朝鮮通信使刺殺事件）は、別史料から摂河の在方小頭・番人の水際だった働きのあったことは既に知られている。

残念ながら四ヶ所が負った御用の総体は分からない。それらの内、近世後期に役割＝負担の大きくなった部分について私たちが知り得るのは、ずっと下った文化年間のこととなる。「手覚」と「町奉行所旧記」である⁸⁾（のび2010 p43）。

在方小頭や村方非人番が、警察業務に包摂されていく同時代史料が、今のところ発見されていないということである。ただ最初に提起した村内住民に対する警察権の行使については、本稿でも先に触れてきた宝暦12（1762）年7月27日「申渡し」がひとつの手がかりを与えてくれる。Aが早くに内田により紹介されたものであり、私が改変を加えられたと考えるもの、Bが新たに公刊され、Bの原形を保ったものと考えられると、これも私が考えている文書である。

〔史料4〕

- A 西御番所様御公事場二而盗賊吟味方様、近頃町在共盗賊多徘徊…盗賊這入候趣聞付次第其家江密二參、閉合少二而茂様子相分り候ハ者、直二方角之長吏・小頭共江申達早々致手当其段早速盗賊方御役人様江御進進可奉申上候、是迄右鉢之儀有之節者長吏・小頭共御役人様方江相窺候上手当致候得共、其内手延二相成候二付、右之通此度被仰渡候事 悲94文書
- B 御番所様御火事場^(公カ)二而盗賊吟味方様、近年町方盗賊等徘徊致…盗賊這入候趣聞付次第其家江密二參、閉合疾与手当致置、御内意等盗賊方御役人江御窺可奉申上候（Aの以下の文なし）長p318

長文の「被仰渡候趣」は、末尾に付された役人名や日付けなどから同じ要旨を記したものとされる。しかし冒頭すでにして「近頃町在に盗賊多く」と「近年町方盗賊等徘徊」と、対象が大きく拡大されている。またAはこれに続く一つ書きで、それゆえ（彼らだけで現場に踏み込むのであるから）垣外番（非人番）の身元を確かな者にせよと言われたと書き、「在方者差定候番人大方ハ無之候」ため（しかたないが、町の）小屋番人にもよく言い聞かせよ、となっている。

もとよりBにはない。ないだけではない。公事場で申渡したという内容は、近年長吏・小頭共が「(手当不如意のため長吏・小頭が自ら出張らず、手下を使役するなど)心得違い致居候哉」とし、「御用相進ミ出情いたし候儀、都而恐入心得違致候ハ、難指免候」と強い非難をし、「撰河小頭・番人末々之者迄も一々承知」させるよう命じたものであった。道頓堀長吏仁兵衛・天王寺小頭善八ら5人に伝えたという申渡しは、ある部分ではAとは正反対の内容と言わなければならないものであった⁹⁾。

ともあれ長吏・小頭が昼夜番の体制に組み込まれていて、その延長で盗賊摘発に加担させられていること、けれども捕物そのものに加わること、小頭以下を使うことに奉行所は慎重であること、申渡しの旨の周知に在方小頭・番人(四ヶ所一在方小頭に包摂された非人番)の名は出てくるが、捕物動員には及んでいなかったであろう、ことが重要である。

振り出しに戻った感があるが、四ヶ所垣外内の御用については、実はその総体や個々の始期もよくは分かっていないのだということを指摘した。ここからは在方の問題に絞る。最初に提起したa村を越えた警察的役務をする、については撰河村々の国訴的運動の結果、寛政11(1799)年12月に撰河両国への国触れが出されている。「撰河在々非人番共…吟味筋之もの召捕り手当等有之、当表四ヶ所長吏共罷越候節杯者、別而権威を震(振)ひ、捕者有之村方近村之番人共多人数罷出」過剰対応=激昂する(枚⑨ p117)ことが問題化されている。この撰河国触れが重要なのは、これに先立ち寛政3(1791)年5月には幕府内で「在方ニおいて番非人、盗賊悪党ものを捕候節之儀ニ付」(『御仕置例類集』)評議されており、「番非人、村中盗賊・悪党もの等捕候

ハ、直ニ繩を懸、又は手ニ余り候悪党ものは打倒候て成りとも、捕候儀は可致候」、また「穢多・非人等え申付」痛メ候て吟味することも許されるところとしていたのである。国触れがいわば民衆運動の力に押され、幕府評定所決定そのものを覆している点である。これ以上は立入らない。

確かに村にとっては自ら「扶助ヲ請」けている非人番が、捕物などに際してハメを外して役人風を吹かせ、居丈高になることが許せない問題だろうが、事態全体を俯瞰すれば違う姿がみえてこよう¹⁰⁾。

国触れから12年後大坂町奉行所与力の手によって、四ヶ所の実態を克明に書上げた上申書である「手覚」(文化8年執筆とされる 詳細は附記その2を参照)には、在方について5カ所の言及がある。

[史料5]

- a 「聞合筋・手当もの等之節も、当表ニ而長吏・小頭江申付候得ハ、大概之儀ハ右在撰河江申遣、彼方ニ而及手当」 p371
 - b 「非人番らも、当表より之捕もの御用筋之儀ニ頻々被召仕候」 p370
 - c 他国聞合せ・捕物については「上より路用等被下(中略)諸入用勘定之節(精算する)」それとは別に「若き者并在小頭ハ、四匁仲間入用ニ而相渡」 p372
 - d 「遠方江当表之小頭共聞合筋・捕もの等ニ罷越候砌ハ、其最寄之在々番人共途中迄追々罷出用事承、其品ニより当表よりハ小頭一人・若キ者二三人罷越、途中より役差を以最寄番非人を召仕候儀杯も間々有之」 p373
 - e 「兵庫・西宮ニ捕もの等有之節ハ、彼地小頭共へ申合・聞合・捕方等為致」 p373
- 在方小頭までが、御用出役にとりなう費用規

定に定められているという意味で、町奉行一四ヶ所の統制下にあること、村番人は手先・手下並みの動員であり、私見では在方小頭下でない非人番であっても「頻々被召使」していること（断りをいうことが困難な状況になっている）、いずれにせよこの時点では、在方小頭・番人が有機的・不可欠な警察網に組み込まれていて、「手覚」の執筆者自らが、この段階で非人番を「其村々限之盜賊并悪党もの等徘徊之用心之ため抱置候」と決めつけており、非人払いからは相当な「逸脱」が規定されてしまっている。これが文化8年段階の摂河の実態であり、奉行所側の認識であった。

文化11（1814）年12月河州若江郡西郡村で百姓村役人と皮田多数、それに在方小頭・番人多数がからむ興味深い一件が出来する。そのきっかけになったものが、四ヶ所小頭専助と忠五郎より、この付近15カ村を管轄する在方小頭佐七に指示があり、不正品取引の嫌疑を調べに来た。庄屋藤次郎病気で倅繁次郎が村会所で対応するが、「佐七儀無会釈頼頼（縁側）江腰を懸、片膝を上」て問いただしをした。これを聞いた親藤次郎は、佐七居村の庄屋幸五郎に掛け合いをする。呼びだされた小頭佐七はそこでも

[史料6]

其節も板間江腰を懸、前書同様不作法之躰ニ而、非人番小頭者居村庄屋方ニ而も板間江腰を掛候儀者仕来由申張候

態度を崩さない。同席者は地頭に訴えるべきというが、藤次郎は「非人番相手取、地頭江願出候儀も何与歎世間体不外聞ニ存候」、非人番相手に御上に訴えるなど大袈裟なことは外聞が悪いとて、枝郷皮田村である西郡村の20人ばかりを差し向け、「不作法之次第相糺、及異儀候ハ、打擲いたし候様」命じるのである。事態はここか

ら一層もつれてくるが、ここでは触れない（藤原2015 p3）。

御用を御旗に、百姓村役人からすれば増長、当の在方小頭からすれば当然のこのように、百姓への探索（捜査）がなされている。拘引・逮捕となれば公然と牽引していくのであろう。

在方小頭・非人番の動員については18世紀中頃、いわゆる宝暦～天明期に進行し、寛政11年の国触れ段階では不可逆の地点にまできていることしか分からない。もう1つのb村内住民に向けて監視・逮捕をするようになる問題は、上記に河州西郡村の事例をあげたが、幕府・大坂町奉行所として一貫して反対であったことは、公式＝建前の問題かどうかは議論がありえるが、明らかである。文化6（1809）年7月町触れ口達「与力・同心抜き吟味・持ち物検査禁じる」、文化10年2月秋本領河内八上郡菩提村百姓友七を博奕一件で、瓜破村小頭喜兵衛の指図で非人番多数が縄掛け、昨年7月非人番が百姓に縄掛けすることを禁じた達しがあると抗議するが聞き届かず。役所より西奉行所盜賊方与力寺西彦四郎と掛合い、通達通り百姓への縄掛け・小屋引込・糾問ならずと確認される。先の文化6年以降にも同様な通達が出されているのである（『河内国更池村文書』②p209）。但し実際の現場はそうではなく、博奕場や個人の家に入り込み、捕えた者に手荒なまねをして、逃げた仲間の名前や逃走先を嘔かせ、村役人を呼びつけて実情をしゃべらせることが、広く行われていたし、奉行所一四ヶ所側はある程度は黙認もしていたということである。文化10年河内八上郡菩提村百姓友七博奕一件と文化12年の河州西郡村一件からも、村方への捕縛入込みには在方小頭の指示・意向が大きく関わっていたことを知り得る。

3-2 番人制化の具体的史実

次なる課題は藩領非人制と在郷町・市町などの町場での自立的非人制と、それが四ヶ所の浸透によって進行する変質であろう。大阪城代一町奉行・奉行所の視点からみて、大坂周辺の譜代藩（高槻・尼崎・岸和田）3藩がまずもって俎上に上る。ついで畿内の藩領や、畿内に領域的な藩領を持つ近江仙台藩領や御三卿領での実態が視野に入ってくる。順序は違うかもしれないが、大坂町奉行所の支配国でありながら、最幕末まで四ヶ所の支配がほとんど及んでいなかった播磨諸藩での非人制一番人のあり方がある。もとより各藩・町場の非人—非人番制について詳細を述べることは禁欲して、参照文献を提示することをもって梗概を述べるにとどめる。

1979年に刊行をみた『高槻市史』四卷Ⅱ（近世史料集）は、当時の関西にあっても、大量の被差別民史料を収録した、異色の自治体史となった。確かに時代は部落解放運動の高まりを受けて、それを可能としたが、それを実現する研究者あってこそのものであり、酒井一（龍谷大）の奮闘のたまもであった。その成果はのび1988（p26）以下で私なりにまとめた。現時点でも大筋で参照に足ると考える。以下では別の論点を指摘する。高槻藩に属する村々は「増長」する非人番の規制を藩に求め、宛物半分・小屋・身なりなど全般的な生活・身分規制を要求した。藩はその大方を呑んで寛延2（1749）年2月、6カ条の「番非人之事被仰出之覚」（高④Ⅱp241）を惣助へ申渡した。その前段で領内村々5組合に対して「村々番人（から）、村へ願之口上」、当の非人番らの言い分＝弁解を指し示した。その前段が次のものである。

〔史料7〕

一是迄（より）被下候物半分にてハ、京・

大坂入用、小頭左吉入用ニもとゞき不申候、めいわく仕候

一往古ハ非人之内ニ而番非人ニ御定、其節者高槻番茂無、尤大坂・京之御用も無之候村々之番人ハ小頭左吉次第ニ而御座候

此節ハ大坂しか（四ヶ所）の支配之様に罷成候

藩のある摂津島上・島下郡は大坂四ヶ所・京都悲田院両方の入込み地であり、京都悲田院配下の番人もいたのである。村方非人番時代には勿論藩御用はない。やがて藩は惣助をなんらかの役（小屋頭・垣外長吏？あるいは藩内四人の小頭があったと見られるので肩書きは小頭か）に取り立てる。高槻番の始まりである。前後して大坂四ヶ所は、おそらく多くの非人番を周囲に派遣していた左吉をこの地の小頭に任命する。大坂御用・役銭の始まりである。京都悲田院も地歩を確保する動きをしたであろうが、それは知られない。四ヶ所が左吉を小頭に指定したことで、村非人番は「左吉次第」の如くとなり、藩内が四ヶ所支配の様相を呈した。けれどもものび1988が指摘したように、なお一元的な統治体制はできていなかったとみる。

治安の悪化とともに統制は強まる。天明4（1784）年7月の唐崎村庄屋ら八村連署の「乍恐口上」によれば、「近来番非人共心得違ニ而村方ニ不審成者歟、又ハ村役人不存候他村より紛敷者入込候節、其村役人江内意も無之、外役筋へ申込候義甚不届」（高④Ⅱp244）、まだ踏み込みまでは至っていないが、村にありながら奉行所御用に邁進する姿が問題化している。村側が見せしめのように、非人番への身分規制を強めれば強めるだけ、所詮は非人番を権力側へ追いやることは明らかであろう。

高槻藩の場合、京都悲田院支配との関わりも

畿内番人制の結構

あり、一元化の動きは村側から起こっている。高槻藩は島上・島下郡に59村所領があり、内45村は「高槻村要助」、残り14村は他領水尾村吉郎兵衛（下総古河藩）・田中村喜兵衛（武蔵忍藩）が差配していた。寛政元（1789）年11月島下郡内の高槻藩14カ村が「四五ヶ村者都而用向之節直達ニ要助へ被申付候故、万事手都合能ク相弁候儀、私とも一四ヶ村之分者、支配之番人他領者ニ付、地頭表直達難相成候ニ付…以来右一四ヶ村之分も、要助支配ニ可致段」願い出ている（高④Ⅱ p245）。興味深いのは14村差配の二人の番人が反対しただけでなく要助も故障を申立て、その結果先の14村々の歎願になったということ、その歎願を聞き届ける形で藩は「要助儀此度一領限ニ番非人支配者申附候」（同p247）となった。「御役所」（大坂町奉行所と推定）はそれで奉行所一四ヶ所御用に差し障りはないかと問いただしているが、強い反対はしなかったかに見える（同 p246 もっとも根拠資料を欠く）。

これが拙稿1988年段階の梗概である。大阪の部落史委員会の高槻調査によって発掘された中村家文書は、やはり大坂町奉行所が関与していること、いわゆる組替えに際して四ヶ所の合意が必要で、14村代表を奉行所に呼び「私共御召之上御位光を以、御当地長吏共江申付置候」（大② p396）形をもって最終決着が図られている。かくしてここに藩番人制が成立した。但しその後大坂四ヶ所・京都悲田院との関わりがどうなったかは残念ながら分からない。明治元（1868）年8月富田村住み小頭久七は「是迄大坂長吏下ニ而御用相勤居候」（大⑨ p466）と申告しているのであるから、四ヶ所一高槻藩小頭一領内全番人の仕組みが廃藩まで維持されたと思われる。

泉州岸和田藩は2-2でも少しく言及してい

る。要家文書によれば、堺長吏からの組み込み働きかけは、既に元禄年中に起こっている。当時どの程度の非人番が領内にあったかは不詳であるが、多い数でなかったことは明らかと思う。郷会所記録を写した6人では、岸和田村作左衛門が「六拾年以前ヶ番人相勤」とあるのを別として、畑村次兵衛が「宝永年中」とあるのが最古であった。「元禄年中堺長吏ヶ焼印之木札壹枚つ、領内番人共へ相渡候ニ付、番非人とハ趣意違候故組下ニ難附訊、御奉行佐久間丹後守様御時代、右領分之者共ヶ御番所へ御願申上」、番非人肩書きの木札であったようで、それを理由として断りを入れた。何度も引用もした大坂町奉行所与力八田の手になるものと思われる「手覚」の用法でも、奉行所・四ヶ所側は配下の非人番を（幕法の文言である）番非人とする文言にこだわっているかにみえる。

続いて元文・延享にも圧力がかったこと、寛政7（1795）年には島中村非人番太助が、博奕で堺長吏手先に捕縛された一件が大ごとになっているが、岸和田藩の態度は一貫していた（要家『寛政七年卯二月 非人番一件之覚』）。この段階で番人頭は4人、岸和田村太兵衛・土生瀬村八兵衛・小瀬村孫兵衛・石才村市助、番人の数は帳付（村宗門帳に登載された者）55人帳外（村に住みながら宗門帳に記載されていない者）18人という。藩奉行所一番人頭一非人番がどのような働きをしていたのか、いつ頃から捕物等に関わるようになったのかなど、肝心のことが知られない。岸和田藩については、支配国議論とも深く関わる重要な問題でもあり、できるだけ早い段階で関係史料全体が翻刻・公開されることを切に願う。

直近公けにされた尼崎藩長吏文書の何よりの衝撃は、通説となっている寛保3（1743）年藩

内尼崎・西宮・兵庫津3都市の長吏が、一斉に四ヶ所に属したとされる史実が、藩の強い反対意向により反古にされていたことである。新史料宝暦14(1764)年「長吏一件〔文政5年4月〕写」A(4月)・B(12月明和元年に改元されているが、ここでは宝暦で通す)の読解による、藤本の見解である(藤本2018 p20)。はたしてそうであろうか。宝暦13(1763)年での再燃から遡及してそのように言えなくもないが、尼崎藩の記録である偏りを考慮したとしても、「河内守(東町奉行)様思召ニ、尼ヶ崎領内長吏共一旦四ヶ所之手下ニ被仰付候儀故、右之儀を被変候儀は難被成候」(藤本2017 p11)、いかなる事情があったにせよ一旦は四ヶ所下となる約定が結ばれている以上は、それを反古にはできない、との明確な答弁を無視することはできないと思う。「一札は撤回しない、けれども運用はゆるやかにする」玉虫色合意であった。そうであるからこそ再燃は起こったのである。なお寛保「一札之事」は西宮長吏2人の「吟味…入牢」(藤本2017 p10)一件落着後の措置で出されたことが、今回新たに明らかにされた。

さて大坂町奉行所と尼崎藩との争点は何に集約されるのか。仕置権である。具体的には摂河支配国の法理に基づく広域捜査権と、領内の仕置は大小に拘わらず藩の主導で行いたい、対立である。

[史料8]

[奉行所・四ヶ所主張]

・「摂河両国在々ニて之、盜賊并ニ火付・人殺し等何事ニ不寄変事之儀は、聞付ケ次第四ヶ所長吏より、内意申来候様兼て被仰渡置候」(藤本2017 p10)

・「摂河両国町方・在方ニて、盜致すものハ都て於奉行所遂吟味、仕置申付候」

・変事類「地頭より表向御届不申上候以前ニも、早速三ヶ所(尼崎藩内長吏)長吏共より(大坂)四ヶ所長吏共え通達致候ても、大坂御固之筋ニ拘り候儀は無之哉之様にも思召候」

[尼崎藩の主張]

・「三ヶ所ニ罷在候長吏共捕候盜賊之儀は、盜之多少ニ不拘前々より地頭元表え申達候、依之地頭役所ニて吟味之上、死罪又は追払等申付候節ニ至り、当表御役所え御入用之盜賊ニハ無御座候哉と相伺、入用御座候ハ、御役所え差出之、御入用無御座候ハ、地頭表ニおいて、死罪又ハ追払申付候義ニ御座候」

・「至て軽キ儀は其節之様子ニ寄、御入用之有無不相伺、直ニ追払申付、又は長吏共より追払い候様申付」

奉行所側八田五郎左衛門が、直で三ヶ所一四ヶ所へ通達しても大坂御固の筋には拘わらないのではないかと糺され、藩側大坂留守居佐久間は返答に詰まってしまう。B〔藤本2017所収史料番号〕全体をみても対応した大坂留守居佐久間は無能のようだ。

さて寛保3年以前、尼崎藩御用=捕物は長吏に課せられていたのであろうか。藤本は「一札」中の文言、戸田時代「領内仕置筋」云々とあることから、当然警察下役を担ったと見込むが、提示されている根拠の限りは別の解釈もありうると考える。尼崎藩兵庫津で、長吏一垣外仲間が形成された経緯と彼らの役務について、当事者が語ったものがある。一分の頭であった長吏たちが大坂四ヶ所の配下に入ったとされる、件の一札がだされる寛保3(1743)年2月、兵庫津会所は長吏喜兵衛と庄兵衛を呼び出したが、喜兵衛は不快といって出てこない。やむなく親

伊兵衛を呼び出し勤めと家作（家作問題はここでは触れない）について尋ねた。どうも近年長吏の勤め方に会所は疑問をもっている様子であった。そこで「長吏自今勤方夜一通り・昼一遍壺人ツ、可相通廻、若不快之節ハ昼廻除（き）夜廻り可相勤、勿論手子〔下〕之者召連長吏勤之躰にて可相廻」「町方祝義・不祝義・馳（（施カ）物等申受候節、家々相応にて申受候、若不相応ニむさふり候義仕間敷旨一札へ書付可申と夜前相談之趣書付申合ニ候」（『兵庫津岡方文書』7-2 p161～）。深読みすれば奉行所御用に触れていないので御用があったかもしれない、ということはあることではあるが、私ははまだ兵庫津会所の全的な差配の下にあり、兵庫津昼夜廻り（貧人・乞食の制道）が主要な役務であったと考える。経過から長吏が会所から離脱する方向性を強めていると思われ、だとすれば四ヶ所への服属、奉行所御用への傾斜は始まっていたといえるのかも知れない（高木2007）。

京都悲田院についていえば、近江国譜代藩の非人（彦根・水口・膳所）は配下に属さなかった（法曹後鑑）。領内に小頭を置いて、非人番を一円的に統制する動きは近江の仙台藩1万石では安永7（1778）年に起こり、その時の記録に「御他領ニ類例も御座候」（朝尾1995 p21）という。私たちに事例的には寛政元年摂津高槻藩しか知られないが、畿内では他にも少なからず例があったのだろう。

播磨とりわけ東播磨の藩領・町場での動向をよく示す史料が、三木町で小屋頭文七を目明しに取り立ててほしいと、町と大庄屋が役所へ歎願しているものであろう。全文を紹介する。播磨の藩と町場の豊富な事例をもって締めくくろう。

〔史料9〕三木町番人文七に目明しを兼ねさ

せたき三木町よりの嘆願 寛政2年12月

三木町有文書 三木232

乍恐書付を以奉願上候

一非人番久七義兼而実躰ニ相勤罷在候へ共、為乱（胡乱）躰之浪人并似セ諸勤化之者、町在江入込或者合力ねたりケ間敷儀申候節、久七事非人番之職分ニ而勤難故折々徘徊仕町在役人宅ニモ罷越差困り候義ニ御座候、右ニ付非人番文七目明シニ被為成下度、勿論非人番を兼為相勤度奉存候、若又御近領明石鬼助義、非人番盜賊方兼他所出之節ハ帯刀御免□御領分廻り候節者一刀仕候、猶又三田番人頭小左衛門、社村番人頭團藏・姫路領番人頭与十郎、与八、庄左衛門、佐五右衛門等ハ、非人番目明モ兼一刀御免之由ニ御座候、小野御領内ニ而者社團藏小屋下之者小野町ニ壺人有之、是モ一刀御免ニ而御座候、其外其領内之番人其御領内ニ而諸見物之場面江警固仕候節ハ何連モ一刀仕候、三木御知行所這田村元助義非人番ニ而其御知行所諸見物之場所警固之節、一刀御免ニ而出勤仕候、其外御近領ニ番人数多候得共小屋下故一刀ハ不仕候、右文七儀小屋頭ニ御座候へ共、是迄一刀御免無之故尋者之節モ同役共毎々参会仕節無刀ニ而御座□仕ニ、無振合悪敷兼而私共方迄相願申事ニ御座候故、何卒一刀御免被為成下、目明シ被為仰付被下候ハ、^{（胡乱躰力）}鷹礼躰之者取締ニ罷成、町在甚勝手合ニ相成可申様存奉候ニ付、乍恐書付を以奉窺候 以上

寛政三年戊十二月

上五ヶ町惣年寄 福田与六郎

下五ヶ町惣年寄 十河与七郎

三木組大庄屋 十河与治太夫

三木御役所

東播磨の藩領・非在領主地では、ところの非人番のトップを目明しとし、十手や帯刀を許すことで、容易に番人化の道を歩ませていることが分かる。中播磨（姫路）西播磨も含めて、播磨国ではこの方式が一般的であったかに思える。山崎・龍野・林田各藩、旗本新宮領の具体的な事例と経過はのび1988他を見られたい。やはり同様の過程を通っている。

江戸を舞台に展開される数多の時代劇でおなじみの「岡っ引き」が住民にとって、いかに「両刃の剣」であるかは贅言を費やすこともあるまい。非人番・番人を岡っ引きに取り立てることは、村や町・地域に入込んでくる「有象無象のヤカラ」に対して有効な決定打となりえるかもしれないが、返す刀で村民、町人・住民を監視し探索し逮捕もする道をも容易にするのである。ひとつの「合法的」解答は幾多の新しい難しい困難をつくりだしたのである。

3-3 御用役銭と十分一納

のび 2015b が新たに提起した課題は、長吏十分一納の多さと重さである。そこでは従来「手覚」が一貫して強調してきた御用役銭のあまりの増大ぶりに、研究者も引きずられてきたことの反

省がある。顧みれば十分一納問題はのび1988でも、いわゆる「大塩訴状」（天保6年撰河内国村々役人の名で書かれた訴状）で、すでに言及されていたのであった（のび1988 p6表2参照）。今回嘉永の河内国讃良郡高宮村の例をあげた（史料12）。

現時点での役銭の変遷を一覧して以下若干の新しいコメントをする【表2】。

現在四ヶ所側の収入構成が分かる最も早い段階のものが次の史料であろう。

【史料10】四ヶ所長吏収入の梗概 安永4年
悲田院長吏文書 p334

*冒頭の①～⑤は便宜筆者が付したものである。「」は刊本に付された抹消・改変箇所を示す。/は改行表示。

①一私共手下撰河村々之番人共、夏秋番為給村方々相応ニ被遣候米麦之内十分一申、右一步ヲ四ヶ所私共へ在番人分持参仕候、銀ニ直シ凡七貫三百匁余御座候

②一錢百十貫文余（”）

右者撰河番人共分村掛りと申私共へ取来申候

③一錢壹貫六百匁余（”）

右者三郷之内四十町分壹ヶ年ニ長吏拔持と申被下候ヲ、小頭廿人江私共分差遣し申候

表1 四ヶ所収支構成（安永4）

| 名称 | 収入 | 支出 | 備考 |
|--------|--------------|---------|--|
| 十分一 | 銀7貫.300 | 銀7貫.300 | 番人に番給として夏秋に遣わされる米麦の1割を持参、主に長吏4人分配 |
| 村掛り | 錢110. | 錢110. | 撰河番人より取る、高原諸入用にする |
| 長吏拔持 | 銀1.600 | 銀1.600 | 大坂三郷の内40町より下さり、小頭20人に長吏より渡す |
| 小計 | 銀8.900/錢110. | | いわゆる3役銀銭 |
| 長吏一遍 | 米40石余 | 米40石余 | 毎年7月・12申請し小頭・若き者へ配分 |
| (手下徴収) | 錢32. | | 四ヶ所手下より徴収、借用銀銭利払い、高原の四ヶ所小屋諸入用・利払い不足分は小頭持寄り払い |

収支の、は銀・銭とも貫単位
典拠は『悲田院長吏文書』p334

畿内番人制の結構

表2 四ヶ所の非人番役銭の変遷と実態

| 年次 | 西暦 | 役銭(銭・文) | 備考 | 典拠 |
|--------|-----------|------------------------|--|---------------------|
| 享保20 | 1735 | | 植松小頭久三郎が西老原村へ差入れた一札では「給米・布施米・他下され物」受取窓口は非人番だが取得主体は小頭 | 長648p |
| 寛延2 | 1749 | | 高槻藩内非人番に大坂・京入用・藩小頭入用あり(御用ともあり必ずしも役銭であったとは限らない) | 高槻市史42 |
| 宝暦年間 | 1751-64 | 1貫～1.200 | 当初1役1カ年、1村30～40戸基準、戸数多ければ1役何分何厘となる | 手覚・大塩訴状 |
| 明和 | 1764-72 | 1.300～1.500 | 文政9年摂河73カ村訴状でも半期500～700文とあり整合する | 手覚 |
| 安永4 | 1775 | | 夏秋給米の内10分1摂河で銀7貫300、村掛りとして合計銭110貫、三郷内40町より長吏抜持として銀1貫600目、銀8貫900目・銭110貫文、長吏4小頭20へ相応分配、7・12月三郷町中より長吏一遍として両度に米20石余 小頭・若き者へ配分 | 「乍恐別紙二書付奉申上候」長333p |
| 安永 | 1772-81 | 1.600～1.900 | | 手覚 |
| 天明 | 1781-89 | 2.00～3.200 | | 手覚 |
| 寛政・享和 | 1789-1804 | 3.600～7.500 | | 手覚 |
| 寛政6.12 | 1794 | | 四ヶ所勘定①銀839匁753 ②村掛銭17貫748(内7貫748高原分) ③札銭2貫156 3口4つ割1垣外銀209匁9・銭2貫938文 | 長623p |
| 文化前期 | 1804-10 | 6.400～9.600 | ある段階から役銭は固定され、種々の名目での徴収が行われていく | 手覚 |
| 文化7.12 | 1810 | | 摂津平野郷小頭清兵衛四ヶ所「諸入用割符私引請銀」として「銀800目」を惣会所より借用する | 覚帳 大阪の部落史3 135文書 |
| 文政1.08 | 1818 | | 「摂河小頭并組下惣代之者共一統」23カ条の儉約取極をもって四ヶ所へ願ひ出、「役掛出銭追々減少」としたという。翌年6月には他国御用(とりわけ遠国御用)・囚人入用の用銀の取替について摂河小頭共として四ヶ所宛て歎願 | 長326p |
| 文政9.02 | 1826 | 26.000～30.000 | 惣代兎原郡中野村庄屋弥三左衛門 史料では半期分13～15貫文表示を二倍として表示 | 摂河73カ村訴状 |
| 文政9.06 | 1826 | | 高槻小頭佐吉が四ヶ所に願ひ出た文言によると①摂河入用高3265貫161文、これを692役17厘で割って1役4貫717文、それに竹林寺入用1役225文として4貫942文②方角入用(地廻り)高1218貫924文これを222役7分に割り1役5貫471文、2口×1役に付10貫417文。その4割を長吏小頭茂七へ、残り6割を両度に出銭、内訳としてはおよそ10口あり5口(麦給・節季候・大黒給・神事・非人施し)となり、役銭の外に5口(組入用・歳暮祝儀・扇子代・牛蒡料・宗判料などと唱え)も掛かるという | 「在方小頭佐吉願書」茨木市史⑤一六二4 |
| 天保中期 | 1835 | 8.000+6～7貫+4～5貫+給物10分1 | 御用役銭8貫文、内割6～7貫文、長吏見舞い4～5貫文、給物十分一(長吏1小頭3直場は長吏へ2)、その他に兵庫津勤番・遠国入用名目で700文掛る、年4回の取立(これが摂河勘定の根拠)四ヶ所1カ年銀60貫目余取立 | 大塩訴状 |
| 弘化2.04 | 1845 | | 西成郡津守新田は薦田長吏宛て例年通りの「番給とて志」銀25匁を渡す | 津守新田文書 |
| 嘉永4.12 | 1851 | 銭8貫文+12貫文 | 河州茨田郡高宮村は非人番利助への手当を毎日飯米1本と決する。利助はこれを了としながらも、従来通り「小沢ケ頂戴のもの」として正月もの・番給米など3区分の諸手当を嘆願。またそれとは別に「四箇所長吏方・在小頭・組入用等」の1カ年の諸懸りとして①3・7・9・12月各銭2貫文②外に7月麦勘定4貫文余・12月米勘定8貫文余、都合「凡式百目計り」(銭計では20貫文余)と書上げる | 寝屋川市史4 豊野地区424p |
| 嘉永4 | 1851 | 凡そ年銀200目 | 河州讃良郡堀溝村では非人番とは別に「四箇所長吏・在方小頭并組入用等之義壱ヶ年二付諸懸り」として年8貫(3・7・9・12月各2貫)米麦勘定12貫(7月麦4貫余・12月米8貫余)、都合銀200目計りを支出している | 寝屋川市史4 425p |
| 文久3.08 | 1863 | | 丹南郡南島村小頭、志紀郡沢田村旦那衆に「長吏役銭」など銀1貫200目を借用する | 藤井寺市史② |
| 西12月 | | | 「摂河小頭共為申合せ々相談仕り、下にては儉約の手段もなく、四ヶ所において摂河入用を軽減してほしいと願ひ出る。文化10年カ | 長647p |
| 年欠巳11月 | | | 四ヶ所勘定 ①村掛り75貫465文 ②札銭12貫482文 ③上納分銀309匁95 全てを4つ割、1垣外銀77匁487・銭21貫984 | 悲201 |

*役銭 1役単位 大塩訴状の銀表示の一部は銭の筆写間違いとみなした

*典拠 ・手覚(盛田嘉徳『番非人文書』『盛田嘉徳部落問題選集』解放出版社)・『茨木市史 史料篇近世』5)など

・大塩訴状(仲田正之『大塩平八郎建議書』文献出版)・摂河73カ村訴状(筆者蔵コピー)

・長(『悲田院長吏文書』部落解放・人権研究所)・悲(『悲田院文書』清文堂)

・本表の初出はコラム「在方小頭・非人番の役銭について」(『近世大坂と被差別民社会』清文堂2015)であるが改定している

メ銀八貫九百匁/錢百十貫文

右錢之義者高原諸入用ニ仕置(〃)候、銀子之義者私共四人・小頭共廿人へ相応ニ配分仕候

④一兩度ニ凡米廿石余

右者三郷町中ノ長吏一遍と申、毎年七月・十二月手勤を申請、小頭共并若キ者共へ相応配分為致候

⑤一錢三十式貫文斗四ヶ所私共手下ノ取来り申候

此錢ヲ以前書ニ奉申上候通、借用銀錢歩払ニ□、右之錢にて者高原罷有(居)候小屋諸入用并ニ歩払足不申候ニ付、私共・小頭共ノ持寄申候

右之通ニ而年々差詰り歎ケ敷奉存候、何卒御慈悲之上三郷町中江私共奉願上候通、被為仰付被下候ハ、難有仕合可奉存候 已上

安永四年

未□月

上記を一覧表にした【表1】。十分一納は冒頭

①に書上げられている。天保の大塩訴状では番人が受け取る「給物」の4割が小頭に上納され、その内の1割が長吏に渉る。直場の場合は在方小頭がないため2割が長吏に渡される仕組みと指摘されていた。村や番人らが直場番人となるのを望み運動する理由がここにあった。②がいわゆる御用役銭であろう。番人の数がいまだ限られている段階で、すでに銀にして27貫500目におよぶ。再配分は考えずにいえば長吏収入は、①摂河の村(勸進=十分一納)②番人③大坂40町④三郷⑤仲間、と分かれているが、総計銀10貫100目・錢143貫文、銀に直して46貫目近いものとなる。①～③で一旦締めがなされているのは、ここまでが主要な「上納3役銀(錢)」と認識されていたのであろう。総計銀46貫目にも及

ぶ徴収銀錢高にもかかわらず、長吏らに言わせれば、御用出役ですすでに銀50貫・錢440貫文の借銀錢があり、年間の収入と借銀錢がほぼ同額ということになる。利払いだけで1カ月銀にして1貫600目以上の支払いに追われる、というのである。

天保の大塩訴状には役錢も十分一納も詳細に涉って描き上げられているが、それは奉行所側の見方であり、当の在方小頭の論理がまた別であり、彼らからいえば大塩訴状の内容提示には混乱があるということは、今後の研究進展のためとりあえず指摘しておいていいであろう。もう1点は安永から半世紀後の文政9(1826)年、摂河入用割掛錢(四ヶ所徴収額)は3265貫161文プラス方角入用(上組など固有の費用分)1218貫924文、この2口合わせ4500貫文弱(銀68貫985匁)が一旦は四ヶ所に上納されている。単純比較は誤解を招くかも知れないが、半世紀の間に銀10貫が68貫という天井知らずの額になっているのである。

十分一納と役錢の内容について、維新後に言い換えた史料を示す。

【史料11】役錢上納等について高槻小頭久七口上 抄録

「乍恐以書付再願奉申上候口上」

明治3年8月 好田家文書

「麦上納之義ハ銘々御村中より頂戴仕候麦給之内壺分方相納、尤冬分給米之儀も同様ニ御座候、尚又後納錢之儀ハ御旧幕御時代摂河村々ニ御捕もの之、大坂御同心様御出役之節、四ヶ所長吏共も御供ニ罷越候ニ付而ハ、同人共手元ニ入用多分相費候由ニ而、右賄錢として、壺ヶ村毎村柄家数ニ応シ役高ヲ定メ壺役ニ付壺年分錢七貫文、是ヲ後納錢と唱へ三月・七月・九月・十二月、四ヶ度ニ出錢仕来り、

御建分後も矢張相納居候儀ニ御座候」(大⑨ p473)

文中御建分とは府藩県三治下の状況を指す。麦・米二季上納が十分一納であり、後納銭が役銭である。後者は奉行所同心の摂河捕物の際、四ヶ所長吏らも随行してくる賄銭だと説明されている。1村1年銭7貫文は天保の8貫文と近似しているが、1貫文ほどは減っている。垣外側では四ヶ所勘定と唱え、年4回の会計がなされるが、村抛出の役銭が4分割して出されていることが、このような会計になっている根拠なのであろう。当然それは江戸期からの慣行である。四ヶ所・番人の会計が4分割を習いとしていたことは、夙に内田1987以来知られていることであるが、それがいかなる起源と理由によるかは最終的な解明をみていなかった史実である。ここに解答を示しておく。同時に上記〔史料10〕を軸に分析した四ヶ所会計の構造は、内田1987の提示した「四ヶ所の収入構造」を現時点にたって刷新するものである。但し奉行所同心の在方出張に際して長吏自らが出張する、という点について別史料で確認することができない点是指摘して今後の検討に委ねる。

それに関わって村方非人番時代の手当・給与などと、番人制下の番人となって以降の番給・手当などについて、何が継承され、何が加わり、かつ全体としてどういう方向性に変質したのか(当の番人の認識は、村側の心情は)。残念ながらそれを示し得る史料(長期の村小入用帳や番人升米・布施帳、村役人の記録など)を見出すことはできなかった。摂津国豊島郡粟生岩坂村に残る枡米・布施帳(箕Ⅲp317～)などが、手懸りとなろうと指摘のみして、これも後進の研究に譲る。

非人番手当や給与は村の会計帳簿に記載され

ることも多く、かつ後期には村にとって大変な負担ともなっていたので、今後も史料の紹介などは続くと思われる。新しい史料所見としてはひとつは村入用でなく、非人番への給与・手当の総体を記そうと意図した帳面に依拠したものがあること、もうひとつは毎日飯米や諸手当・勧進(布施米・大黒舞など)は村民全部が寄せ合うものであるため、それは通常記録されることは少ないが、まれに記録が存在する。たとえば嘉永4(1851)年12月河州讃良郡高宮村では「是迄二季麦米にて諸餉米(しょうまい)之内へ相加り候様此度相改、即来春より日々焚飯にて相集メ可申候」、非人番手当を毎日飯米1本にすると命じられる。番人利助は承知をしながらも「往古前々は色々小訳ケニ相別ケ其時々ニ頂戴仕可申筈ニ御座候得共、兎角当時にては一例に相成二秋麦米にて頂戴仕候義ニ御座候、乍恐右内にて私共より四箇所長吏方へ諸懸り出銭可申義ニ御座候」、小訳でその都度頂戴していた勧進物が現在では両秋米麦にはなっているが元は訳もあり、かつその中から四ヶ所長吏宛諸懸りとして出銭しているので、それは存続してほしいと歓迎している。そこでは

〔史料12〕 寝⑤ p425

一正月もの 并小正月もの 麦給米
 一盆もの 神事もの 并ニ非人布施
 一番給米 節季女郎(候) 大黒舞
 并ニ日々飯代布施

が区分(小訳)され書上げられている。その一部が長吏への十分一納納となるのである。ところでこの村の前年の小入用帳が残っているが、この年小訳(統合されて2秋麦米)がなされていたにもかかわらず、帳面に出るのは「一米五斗 是ハ非人番給にて御座候」(同p432)のみである。村民がその都度に供出する米銭は、いか

に多くとも村の出費とは区別されているのである。

4 顔のみえる在方小頭の探究を

中尾2011はその時点での関係史料を博索して、在方小頭50人の人名を掲げた労作である。小頭数自体は固定したのではなく、幕末には増大したのではないかという感触をもつが、いずれにせよ在方小頭研究の出発点であることは間違いない。中尾はその大半を長・続長から抽出している。そこでこれとは異なる新史料を2点末尾に入れておく。今後はこれまで明らかにされた名前（血縁相続を基本としていたと思われるため、名前も受け継がれている場合が多い）を軸に、具体的な探究がなされるよう、研究進展に期待したい。【別添史料1】【別添史料2】

個々の非人番・番人はもとより、在方小頭の日常（御用・生活・意識）さえほとんど分かっていない。強いていえば御用に関わる局面に偏った、摂津は平野郷の番人小頭・播磨林田藩番人頭の動向（松岡・横田1986）が知られる程度であろう。そこには史料が欠けている以上に、彼らの生活と心情を明らかにする、そのような問題意識・探究視点をもち得ない研究者側の姿勢がある。

おわりに

自らにとって非人番研究の締めくくりとなる第3部をまとめる動機になったのは、藤本2017・2018である。尼崎藩長吏文書の発掘によってみてきた新しい領野に、精緻な文書解釈と構成によって刺激的な論を展開した。同時に以前から覗えた雑な非人番像がそのまま増幅されて映

されている。両方が私を刺激した。藤本両稿が尼崎にゆかりのものであることも、拙稿二篇が尼崎市立地域研究史料館紀要に掲載されていたこともあり、偶然ながらえにしを感じた。

本稿は筆者が非人番について、総括的なまとめをした3部作の艘尾に位置する論稿となる。すなわち1987「村方非人番の成立」1988「広域非人番制」に続き、その後30年間の研究動向と、この間に自らが見出した新史料を用いて、現時点における論点整理と、現時点での新しい問題提起と課題設定を試みた作品となる。筆者にとって前2篇と大きく異なるのは、この間30年の間に大坂四ヶ所の史料と解明が大きく進捗したこと、それによって非人制（四ヶ所[垣外]制）と非人番制とを高い位置で接合することが可能になったことだろう。そして私にあっては、特定分野や地域を対象として、悉皆調査・分析を一気呵成におこなうということに、困難を感じるようになっては、多分この続稿は書かれることはなかろうと思う。

本稿の各所で史料上の初見や初出、集成事例を一般的な指摘として盛り得たのは、この30年の期間も関心を持続し、史資料を探索してきたからに他ならない。その努力に免じて、先行研究への辛めの批判的ものいいを許容していただくと助かる。「大坂の非人」（四ヶ所垣外を中軸とする）研究の分野においても、内田収入構造論、内田・塚田四ヶ所御用論に根底的な批判をおこない刷新を試みた点が、今後の議論となることを望む。

私が2つの非人番論を書くに際して、尼崎市立地域研究史料館が所蔵する関西全域の自治体史を、悉皆調査する機会を与えられた。当時市町村史に非人番史料が収められているものはそれほど多くはなかった。むしろその後、何波

目かの自治体史編纂ブームが起こり、武士・農民・町人以外の多様な身分と人々、女性や被差別層とみなされる人々をも、地方自治体史に入れうべきとする社会的圧力と時代的風潮のもとで、多くの自治体史が比較的掲載し易い非人番関係史料を収録するようになった感触がある。けれども大阪府域については、今世紀当初に機会があり悉皆的な検索をおこなったにせよ、近畿全体についていえば、その都度点検する努力はおこなった心算ではあるが、悉皆調査であったとはいえない。

自らにとっての非人番研究のしまりとなる本稿を書きながら、前2稿を書く間中内容上の議論に付き合ってください、「それならこういう史料がある、こういう文献はみたか」と要を得た助言と援助をされ、けれどもできあがった原稿に対しては、文意を通す以外ほとんど口出しをされなかった、当時尼崎市立地域研究史料館館長であった小野寺逸也氏の暖かな後援を思い出していた。本分野のこの研究に意義があるとなれば、それはひとえに小野寺氏のおかげである。ありがとうございました。

*西播地域皮多村文書研究会

【附記】

[その1 略記] 繁出する史料集などについて省略表記をおこなう。大一大阪の部落史委員会編『大阪の部落史』全10巻(部落解放・人権研究所)、悲一『悲田院文書』(清文堂1989)、長・続長一『悲田院長吏文書』(部落解放・人権研究所 2008.5)『続悲田院長吏文書』(同刊2020.5)、箕一『箕面市史部落史』、三木一『三木市部落史関係文書』(三木市教育委員会1996) 三度に渉る編纂物の最後

のものを採った。

手覚一盛田嘉徳「番非人文書」(『部落解放』5号1969) 後同氏『部落問題選集』解放出版社1982所収

・市史類は『高槻市史』4巻Ⅱ(1979)は高4Ⅱ・『寝屋川市史』4巻は寝4・『新修茨木市史』5巻は茨5・『枚方市史』9巻は枚⑨などと表記、
・非人番関係論文については別表とした文献目録の表示に依拠する。それ以外に文中に言及したものは末尾参考文献で示した。

[その2 史料注記] 本稿立論を支えてくれる主要史料に a 天王寺悲田院垣外長吏林家から、遅くとも1950年代末に古書肆の元に流出した大量の文書<悲田院長吏文書> b 戦前～戦後の大阪を代表する郷土史家にして収集家であった、佐古慶三(1898～1989)の収集にかかる冊子史料であり、これを佐古から直接筆写することを許された、盛田嘉徳が「番非人文書」と題して公表した原題<手覚>がある。引用・援用した史資料は他にもあるが上記2点の書誌的解題をしておく。なお c 大阪教育大学附属図書館蔵「転切支丹宗門改帳」 d 尼崎市立地域研究史料館蔵「尼崎長吏文書」については、前者は収録刊本『続悲田院長吏文書』解説、後者は藤本2017に委曲が尽されている。紙幅もありそちらに譲る。

悲田院長吏文書 1600点に及ぶ悲田院長吏家文書の特徴のひとつは、一紙文書がほとんどで簿冊文書を欠いていることである。元の所蔵者藤木喜一郎(関西学院大学)の言によれば、所属の大学紛争で研究室も占拠され水浸しになりウジが湧き、やむなく焼却処分をしたという。それが主として簿冊類であった可能性が高いと推測する。ごく最近になって現所蔵先である神戸市立博物館の(ひとまとまりしてある長吏文書

の箱でない) 他の場所に紛れていた文化期の宗門帳1冊が発見され紹介された(小野田19)。紛失した長吏文書群の一部(200余点一全体が年月の記載のある一紙文書である)は、2回に涉って大阪中之島図書館に購入されているが、文書全体のなかで中之島図書館現蔵文書の特徴といえるものは、年代が古い文書で占められていること、年紀の確かなもの、転びキリシタン・法的文書等、藤木が論文化するために別置していたと思われる一群の文書であった。四天王寺が古書肆から購入した元禄11年の宗門帳は1966年であった。つまり藤木が購入した時点ですでに分離されていたことになる。宗門帳は本体(写しではない)であり、天王寺村庄屋宛に提出されたものである。そうするとその方面からのものであり、悲田院長吏方からの出所ではない可能性がある。この点はこれ以上立入らない。

本文書を含む藤木所蔵の膨大な古文書は死去後1970年代後期に古書肆を通して兵庫県史編纂室に購入打診がなされた。県史は諸事情から購入を断念した。その後に神戸市立博物館に一括購入されて現在に至っている。資料庫に眠っていた文書が明るみに出るきっかけとなったのは、『新修神戸市史』の委員として藪田貫が参加し、調査の過程で本史料群を見出し、大阪という自らのフィールドとの関わりから若干のメモを取り、また「作柄調査」などの大部の冊子等を借り出した。近世部分を終えたことで文書はそのままに置かれることとなった。私が藪田から本史料の存在を聞かされたのは1997年のことであった。当時の私は渡辺村の基礎的史実の究明に関心の大半を占めており、ようやく3箇所に分れていた木津村文書が整う段階にあり、他方では「大坂の非人」については(のみならず近世非人全般について)一般的な関心と意欲しかもって

いなかった。

悲田院長吏文書全体の変転と性格について、相当に踏み込んだ推測を重ねるが如き記述をしたのは、いくつかの誤った、もしくは不正確な情報が流布していることと関わっている。本文書全体を写真撮影し、写真ではあるが第一次整理を行ない(すでに古書肆はもとより、藤木・兵庫県史編纂室・藪田貫の手で動かされていてウブ口の状態ではなかった。また相当量の一紙文書の継ぎ目が剥がれ、文書全点の撮影のため、ほぼ2日をかけて応急措置的な糊付けを行った)、目録作成をした当人という縁があり、数奇な運命をたどって今日に至っているについて、故人となられた藤木を別として、目録作成の過程で分散していた関係文書の調査を試みたこともあり、現時点で一連の流れを私以上に知る者はいないだろうと思うからである。尤も古書肆に片割れを持ち込んだ某当人が証人となれば一知半解を晒すに等しい恥ずかしい推論となろうが、それでもこのような経過をたどったであろうという確信が私にはある。なお大阪の部落史委員会が目録作成のため写真撮影をした段階では、ある事情により、それより若干以前に簿冊のかたまりであった風聞書(続長に悲田院長吏文書として収録されたもの、作付け調査が大半を占める)が別置されており、それを除いた撮影になっている。その意味で(目録作成時の印象から簿冊・冊子文書がほぼ皆無とみなしてきた考えをここに訂正したい)簿冊史料がまったくなかった訳ではなかったことは、随分後になって明らかになったことである。のび2007で「大半が一紙文書」と書いたことは誤りとまではいわないとしても不正確であった。

手覚 今となっては佐古がどのようにして本史料を入手したかは分からない。現在は大阪商業

大学の「佐古コレクション」のなかにある。現物を確認し写真撮影をおこなった。収集古文書全体については大阪商業大学商業史博物館から「教授収集目録」(『研究所資料目録』1～4集 1992～97)が出されている。また「佐古慶三著作目録」[商業史研究所紀要] 4 (1996) もまとめられており、佐古の生涯と業績の大枠が知られる。

盛田が1969年という早い段階で本史料を翻刻紹介した際、筆者を「天満同心の老練者でもあろうか」と、執筆年を「文中の記事より文化八年(一八一)のことと考えられる」と推定した。けれども約束があつたのか、史料提供者の名(佐古慶三)や文書の入手先や経路などは触れられなかった。また啓蒙を兼ねた一般誌であった月刊雑誌『部落解放』(現在も刊行されている)に掲載するためか、本題の「手覚」でなく「番非人文書」と題して史料紹介をされた。紹介文で述べられている通り、当時「大坂の非人」についてはこの時点より20年も以前の岡本良一「大坂の非人」(『ヒストリア』3 1952)が参照される程度の研究現状であつてみれば、文書でも番人をこのように呼称しており、やむない表題といえよう。

ともあれ発表当時、そこに描かれている「大坂の非人」の豊饒な世界を総体理解できた者、満足な注釈をなし得た者はなかつたであろう。私見では悲田院長吏文書の公開を待つてようやく緒についたと考える(御用と会計の構造は本稿をもって提示した)。そうではあるが部分的な引用と援用は、大坂四ヶ所「当時者」の史料に限られていたこと(公刊された『道頓堀非人関係文書』は半分以上が墓所聖史料であつたこと、長吏ら垣外側が書いたものは宝暦期五年まで、以後は庄屋の手による上申となり、垣外よりの文書は写されなくなっていく)、大坂町奉

行所が四ヶ所に言及した史資料もいまだ限られていた等もあつて、まずは松岡・横田1976を嚆矢として、以後少なくない論稿に取上げられてきており、今なお(未解釈の文言があり)史料価値を減じていない。

ではこの貴重な「上申書」手控えは誰が書いたものなのか。盛田は老練の天満同心が文化8年に上申したものとした(『盛田嘉徳部落問題選集』p369 以下引用頁表示は同書による)。以後私の異論の他は今日まで踏襲されている。冒頭の「在々番非人出銭」の書上げが文化元年より「去年迄七ヶ年」とあるので、書かれた時期が文化8(1811)年であることは確かであろう。「東様」(p373下)つまり敬語で東町奉行の名があるので、これは西町の者の手になるものかとも思ったが、「死亡瀬田藤四郎盗賊吟味役相勤候御」(p371下)と呼び捨てにしている。彼は東町与力であり、寛政10年まで存命であつた(野高宏之教示)。同心が与力を呼び捨てにすることはありえないので、筆者が与力であることが推定される。そこで自らについて言及している一文「盗賊方之儀廿五年以前未年迄四・五年之間、私相勤候」(p373下)から、天明2年から5(1782～85)年東町奉行所与力で盗賊方を勤めていた者として、八田五郎左衛門(6代目とされる)の名があがる。彼が「同(天明二年)三月三十二才ニ而転役、御石役・加役盗賊吟味役兼勤被仰付」(『八田氏由緒書』享和2年12月『大阪市史史料』33 p111)、盗賊方についていたことは明らかである。上記の推定が正しいとすれば八田は文化8年時与力筆頭「諸御用調役」(享和3年新設)についていて、奉行所業務全体の調整を任務としていた。野高は「手覚」とは町奉行が命じ部下が上申した文書を指し、大坂城代まで報告・手渡しされたものの謂いではないかと推定している(私

信)。

【註】

- 1) 藤本2018は「悲田院長史文書」正統(2008・2010)の公刊・公開によって進展した研究として、塚田・小野田・寺木・高久の名を出し、塚田の2000年論文(『年報都市史研究』8)をあげる。その頃にこの史料集は出ていないし、塚田が原史料をみることもない。二つの史料集に関わり、それを駆使したのび2015所収のa・bを含む3つは、コラムとはいえ非人番に直接関わる論稿も含む、いずれもが新しい世界を拓いたものである。それはこの分野の研究に数えられていない。悲田院長史文書の整理に最初から関わってきた私は、史料全文は載せない申合せのもとで、のび2007でも悲田院長史の系譜を復原するなどを試みている。それも業績ではないらしい。きわめて恣意的な研究整理と思う。
- 2) 村方非人番から番人制(溝口1994の規定では非人番制度)へ、という根底的なシェーマの設定は共有され、根本的な批判はこれまでのところ見られない。のび1988論文ではその具体的契機と道筋についても3通りの議論を用意した。溝口は拙稿を註に入れているのであるから読んだのだろうが、「大和のどの範囲まで広がった」かの規定、「どのようであれば村方番人を含んだことになるのか不明瞭」(上p2)なので、肯定できない、という。拙稿を読めば大和一国ということ、非人番が上納銭と御用を担い、かつ村に対して警察権を行使することが指標だということは理解できたであろうし、事実行論では「大和の村々に散在していた非人番を配下に組み込み云々」と、先のシェーマ通りの課題を設定している(下p17)。文中では譜代郡山藩の「独自の…整った非人番組織を持ち得た可能性」(下p16)にも言及しているが、すでに拙稿が藩領レベルの統合をひとつのルートと指摘した点は触れないし、なにより藩番人頭を統治することと、領内非人番全体を支配下に置くこととの間には、葛藤も軋轢もあることがおよそ視野に入っていない。
- 3) 京都町奉行所管轄に属することもあり、気になりながら果たしていない課題は、京都府域とりわけ宇治から木津川に至る南東地域一帯は大規模開発地域となり、それにともない大半の自治体で市町村史編纂事業が行われ、新たな試みが盛られたそれぞれの成果物が公刊をみている。それを網羅的に吟味する作業をしていないことが、本稿をまとめるに及んで切実に悔いとして残っている。
- 4) 一度機会があった。部落問題研究所が『部落史史料選集』を企画した1988年頃、私は2巻の皮革業を担当した。その原稿を提出した後に、3巻には非人が入るようだが、非人番を入れて書かせてほしいと脇田修氏にお願いした。しばらくしての返事は、自分は良いと思って相談したが私が担当することに強く反対する者があり困難だということであった。アカデミズムが強まっている空気を感じた。その時実現していれば、その後にも多くの過誤を産まずにすんだだろうに、と思わないでもない。
- 5) 部落史研究において岸和田藩を含む泉州中部の(南王子村を別として)部落史を解明したものとして『近世賤民制と地域社会』(清文堂 1997)があり、その前提として貝塚市福原家の膨大な古文書整理と『和泉国南郡福田村福原家文書目録』(1993)の公刊がある。福原家に所蔵された被差別部落嶋村の文書を集成した『和泉国かわた村支配文書』上下(清文堂 2000・2001)がこれに続く。
- 6) 堺要家の本格的な文書調査が行われた時には、『大阪の部落史』9巻の編集は始まっていたと思う。そのため個々の史料を入れることはできたが、まとまった一件記録を収録することは困難であったと記憶する。関連する一紙文書は鬼洞文庫にあり、それは早くに調査されていたため2巻(p396～)に収録されているとはいえ、通史に反映させる程度のことしかできなかった。
- 7) これまでも同様な事例をみてきたように思うが、書くとなると享保年間「非人のつかさなる者の久宝寺村に有りける」事例と(大①p516)、のび1987で言及した摂津川辺郡猪名寺村の例ぐらいしか今は思いつかない。
- 8) 四ヶ所が負った御用の総体は部分的にしか分からない、という認識自体が共有されていないことが重大な問題だと思っている。内田九州男1981が「手覚」の御用書上を全体的な御用と位置づけたのを受け、続く塚田孝2000から松永友和2007まで、「手覚」が示した御用を総体との認識を表明している。のび2010はそのことを指摘したが、その後もその指摘は共有されていないといわざるをえないのが現状なのである。指摘はしておくが「大坂の非人」研究については本稿では立入らない。
- 9) 似た内容の2つの請書が存在すること、当然従来知られているAの請書が、署名部分を欠くのみならず、あきらかに後世に作られたものであろうこと(偽作)、内容的にも悲田院長史らが江戸召喚された一件とかかわること(後者Bには御尊書【幕府許し状】の条文が入っている)、そしてなにより内容の上で、文言上はわずかな変更のよう

畿内番人制の結構

にみえながらも、村や在への警察権の行使について重大な変更を内包していること、等々については長史文書研究会において早い段階で指摘した。高久智広2010は、宝暦一天明期の幕府政治と大坂奉行所に焦点をあてて、新たな史実を明らかにする。その一環で同種2点の請書を2つの案とした上で検討しているが、どちらも正式な請書案と前提して、両書の文言異同を論じている。その点で本稿とは論点も結論も異なる。なお新出B文書を収録した刊本では「公事場」が「火事場」となっている。改めてフォトコピー5千枚に当たることができないので、公事場の誤植と考え、論を進めたことを注記しておく。

- 10) 捕物現場での緊迫した事態を、動員される非人番の立場からみただけでも随分違って見えてくるだろう。なんらかの訓練や稽古は積むことがあったかもしれないが（事実道場に通う非人番は知られている。一例として藤原2015 p25以下をみよ。河州讀良郡三箇村非人番の野小屋を道場に、近隣百姓12人近隣非人番7人が、無宿網之助から武芸を習っていた）、命の遣り取りをする修羅場に踏み込むのである。与力・同心によっては非人番を楯がわりに先頭で現場に踏み込ませることもありえただろう。トランス状態になる番人も出てこよう。異なるワン・ショットを考えるだけで、世界は大きく、時に逆向きに現われる。そこに想像が至らぬ村々の広域訴願ということである。

[参考文献]

- * 非人番文献一覧（別表）以外に本文で言及した論稿の書誌である。50音の排列とする。
- 内田九州男1981「江戸時代後期の非人の「公務」について」『歴史科学』87
- 内田九州男1987「大坂四ヶ所の組織と収入」『ヒストリア』115
- 内田九州男1993「大坂四ヶ所非人について」『部落問題研究』123
- 小野田一幸2019「文化期における悲田院仲間の人口構造—『文化九年 悲田院仲箇間宗旨御改帳控』の分析から」『部落解放研究』210
- 岩城卓二2006『近世畿内・近国支配の構造』柏書房
- 小林茂1985『部落差別の歴史的研究』明石書店 初出は1961「現代部落の史的的研究」
- 高久智広2010「宝暦一天明期における『長吏の組織』と大坂町奉行所」『しこく部落史』12

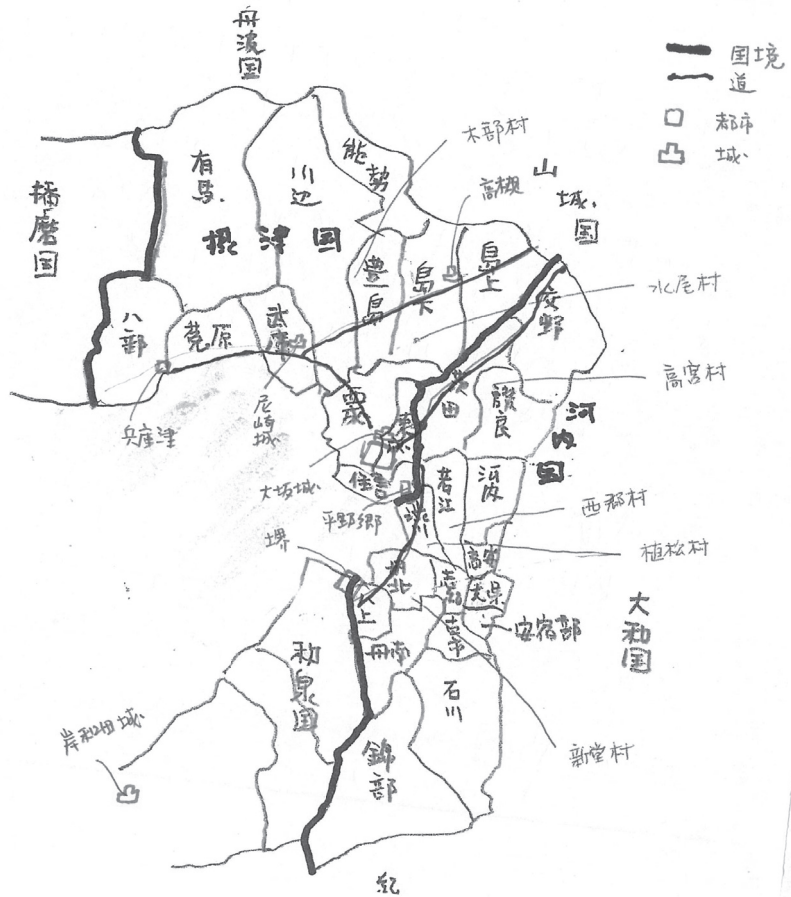
- 塚田孝2013「近世大坂の非人と人別帳」『部落問題研究』206
- のびしょうじ2007『被差別民たちの大阪 近世前期篇』解放出版社
- のびしょうじ2010「大坂四ヶ所の支配・御用と勤進」『部落解放研究』188
- 安竹貴彦1995「大坂町奉行所関係文書（一）」『法学雑誌』41-2 1995
- 藪田貴2015「『風聞書』の世界—大坂町奉行所と『長吏の世界』」『近世大坂と被差別民社会』清文堂

謝辞

本稿がなるについては直近末尾の通りの機関・方々にお世話になった。敬称省略ながら記して感謝いたします。30年間には松岡秀夫・横田久和を始め、本問題に関わってお世話になった機関・個人の名前の浮かぶ方々もあるが、小野寺氏を除くほかは一括で割愛させていただいた。この点お詫びしお許しいただきたい。なお現時点でいずれも閉鎖もしくは閉館となってしまった、部落解放・人権研究所図書室ならびに大阪人権博物館の両機関には、大学や研究機関に属していない私にとっては、その都度文献の紹介や複写で大変なお世話になりました。ありがとうございました。この2つの閉鎖（前者の研究所自体は存続している）は、私のみならず被差別人権史研究全体にとって決定的ともいえる損失となり、その後の動向に甚大な影響をもたらすであろうと危惧することしきりです。

以下敬称略で順不同となりますが、ひょうご部落解放・人権研究所・鎌田昌平、三木市教育委員会・畠中剛、尼崎市立地域研究史料館・河野未央、和田幸司、藤本清二郎、勝男義行、高木伸夫、野高宏之

図1 摂津・河内国郡図（筆者作製）



畿内番人制の結構

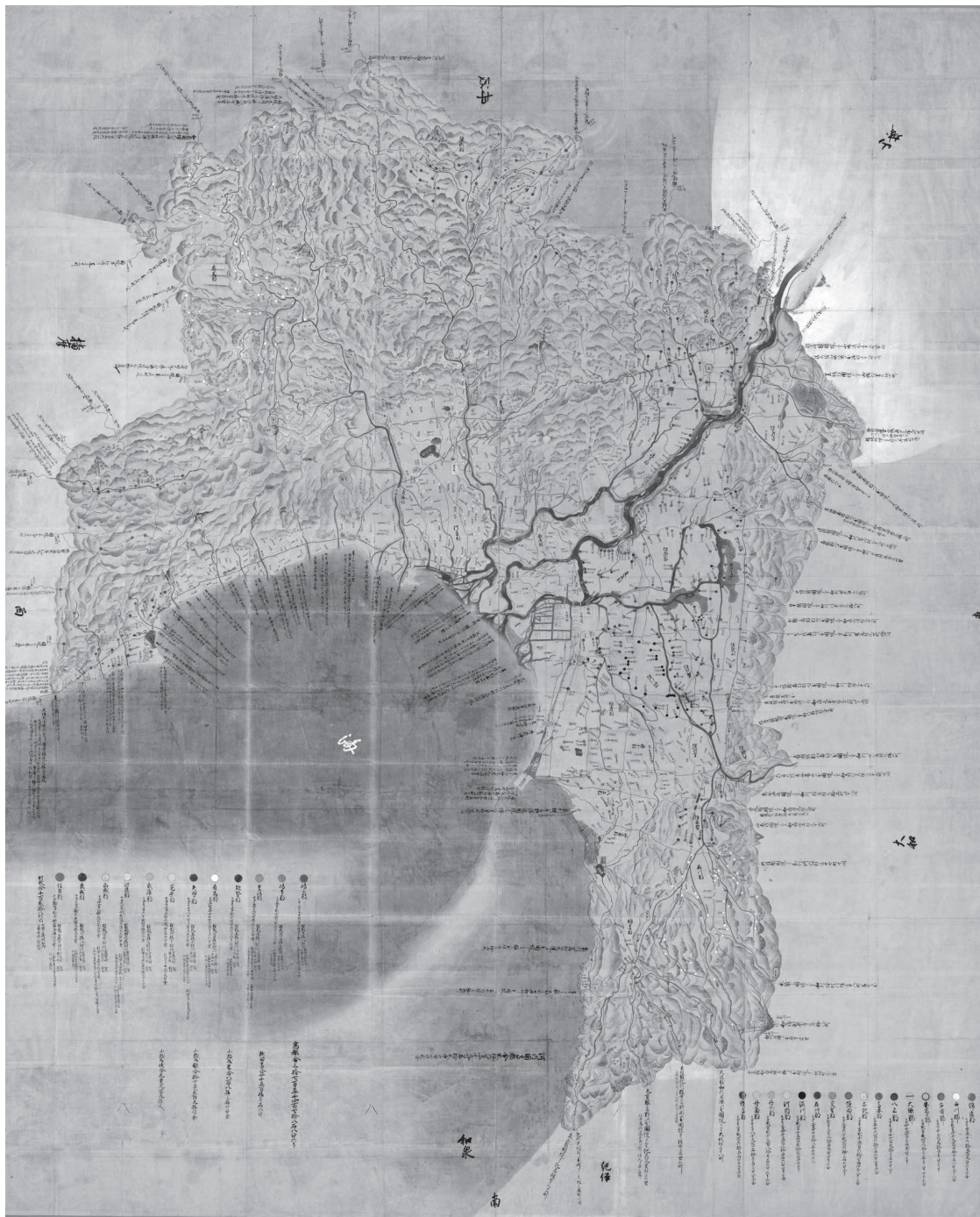


図2 摂津・河内国郡図（国立国会図書館デジタルコレクション公開）

別添史料1 泉・河両国村々廻り方小頭・受持書上

明治四年五月 『大阪府史料』二十 堺県政治部

国立公文書館内閣文庫 No.22 273p～291p

「警保属 四年河泉両国各郡村廻り方番人」(朱 以下朱書きをカッコに入れる)

今般当村廻り方年内遣シモノニテ取調五月十五日迄奉書上候様御布令之趣承知奉畏則左ニ云々

泉州大鳥郡東山新田

廻り方小頭清平持場

「給与米金ハ廻り方給金取

調一件ニ詳カナレハ以下同断」

泉州大鳥郡金口村 受持又平・又助

○以下この形を崩し 村・持場小頭・受持名順にする。朱書にいう「取調一件」は本記録になし

泉州大鳥郡金口村 泉州大鳥郡東山新田廻り方小頭清平持場 受持又平・又助

泉州大鳥郡八田東村 泉州大鳥郡東山新田廻り方小頭清平

泉州大鳥郡檜葉・向山新田 同州同郡同新田廻り方小頭清平

泉州大鳥郡伏尾新田 同州同郡同新田廻り方小頭清平

泉州大鳥郡東山新田南組・北組 同州同郡同新田廻り方小頭 清平

泉州大鳥郡東村 同州同郡同新田廻り方小頭清平・又助持場 又助

泉州大鳥郡小阪村 同州同郡同新田北組廻り方小頭 清平

泉州大鳥郡和田村 同州同郡同新田廻り方小頭清平 清平

泉州大鳥郡夕雲開 同州同郡同新田廻り方小頭清平 清平

泉州大鳥郡今在家村 同州同郡下石津村廻り方小頭善七持場 受口 宇平

泉州大鳥郡高石北村 同州同郡下石津村廻り方小頭善七持場 受持右同人

泉州大鳥郡高石南村 同州同郡下石津村廻り方小頭善七持場 受持右同人

泉州大鳥郡東下村・西下村・山下村 同州同郡同村廻り方小頭善七持場 受持岩吉

泉州大鳥郡下石津村 同州同郡同村廻り方小頭 善七

泉州大鳥郡新村 廻り方小頭善七持場 受持宇平

泉州大鳥郡野代村 右同断 右同人

泉州泉郡宇多大津村 泉州大鳥郡下石津村廻り方小頭 善七

泉州泉郡阪本村 泉州泉郡池田下村廻り方小頭友七持場 受 亀藏

泉州泉郡池田下村 泉州泉郡池田下村廻り方小頭 友七

泉州泉郡伏し屋新田 同州同郡同村廻り方小頭友七持場 受持 房吉

泉州泉郡阪本新田 同州同郡同村廻り方小頭 友七

泉州日根郡嘉祥寺村 泉州日根郡新家村廻り方小頭勝藏持場 受持幸吉

泉州日根郡新家村 同州同郡同村廻り方小頭 勝藏

泉州日根郡兔田村 泉州日根郡新家村廻り方小頭勝藏持場 受持勝藏

泉州日根郡樫井村 泉州日根郡新家村廻り方小頭勝藏持場 受持幸吉

畿内番人制の結構

泉州日根郡岡本村 同州同郡同村廻り方小頭勝蔵持場 受持弥七
 泉州日根郡北野村 同州同郡同村廻り方小頭勝蔵持場 受持貴市
 泉州日根郡別所村 同州同郡同村廻り方小頭勝蔵持場 受持幸吉
 泉州日根郡自然田村 同州同郡同村廻り方小頭勝蔵持場 受持常七
 泉州日根郡中小路村 泉州日根郡新家村廻り方小頭勝蔵・小平持場 受合持 喜市

河州志紀郡柏原村 河州志紀郡太田村廻り方小頭庄平持場 受持五八
 右同村 同州同郡同村廻り方小頭庄平持場 受持喜八
 右同村 同州同郡太田村廻り方小頭庄平持場 受持藤平
 河州志紀郡市村新田 同州同郡同村廻り方小頭庄平持場 受持右同人
 河州志紀郡弓削村 同州同郡同村廻り方小頭新五郎持場 受持三助
 河州志紀郡二俣新田 同州同郡同村廻り方小頭 庄平
 河州大縣郡本堂村 河州志紀郡太田村廻り方小頭庄平持場 受持大吉
 河州大縣郡雁多尾畑村・北畑村・南畑村 同州同郡同村廻り方小頭庄平持場 受持新平
 河州大縣郡峠村 同州同郡同村廻り方小頭庄平持場 受持新平
 河州大縣郡青谷村 同州同郡同村廻り方小頭正平持場 受持常八
 河州大縣郡太平寺村 同州丹北郡太田村廻り方小頭正平持場 受持安次郎
 河州大縣郡平野村・元狭山方平野村 同州同郡同村廻り方小頭正平持場 受持喜八・安次郎
 河州大縣郡南法善村北法善村 同州同郡同村廻り方小頭正平持場 受持安次郎
 河州大縣郡安堂村 同州同郡同村廻り方小頭 正平
 河州大縣郡高井田村 同州同郡同村廻り方小頭 右同人
 河州若江郡柏原新田 河州志紀郡太田村廻り方小頭庄兵衛持場 受持 安治郎
 河州丹南郡南宮村 河州丹南郡北宮村廻り方小頭吉平持場 受持茂平
 河州丹南郡垣生野新田 河州丹南郡北宮村廻り方小頭吉平持場 受持喜六
 河州丹南郡郡戸村 同州同郡同村廻り方小頭吉平持場 受持平七
 河州丹南郡真福寺村 同州同郡同村廻り方小頭吉平持場 受持平七
 河州丹南郡今井村 同州同郡同村廻り方小頭吉平持場 受持定吉
 河州丹南郡池尻村 同州同郡同村廻り方小頭吉平持場 受持万九
 河州丹南郡丹上村 同州同郡同村廻り方小頭吉平持場 受持喜三郎
 河州丹南郡北宮村 同州同郡同村廻り方小頭 吉平
 河州丹北郡太田村 河州丹北郡太田村廻り方小頭 庄平・男芳蔵
 河州丹北郡若林村本郷・分郷 同州同郡北宮村廻り方小頭吉平持場 受持 広吉
 河州渋川郡植松村 同州渋川郡植松村廻り方「某ノ持場カ詳ナラス」 大八
 河州茨田郡打越村 同州茨田郡占野村廻り方小頭十朔持場 受持半四郎
 河州茨田郡下島頭村 河州茨田郡占野村廻り方小頭十朔持場 受持忠七
 河州茨田郡北島村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持伊太郎
 河州茨田郡横地村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持栄蔵
 河州茨田郡石津村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持清六
 河州茨田郡池田中村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持六次
 河州茨田郡池田川村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持右同人

河州茨田郡赤井村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持安治郎
河州茨田郡氷野村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持亀吉
河州茨田郡上島頭村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持忠七
河州茨田郡三井村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持伊之吉・同為吉
河州茨田郡巢本村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持五平
河州茨田郡平池村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持春吉
河州茨田郡新田村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持儀市
河州茨田郡池田下村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持六治
河州茨田郡神田村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持吉蔵
河州茨田郡上馬伏村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持五平
河州茨田郡葛原村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持利八
河州茨田郡田井村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持為吉
河州茨田郡岸和田村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持浅七
河州茨田郡諸福村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持久太
河州茨田郡常称寺村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持栄蔵
河州茨田郡野口村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持栄蔵
河州茨田郡下馬伏村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持嘉七
河州茨田郡占野村 同州同郡同村廻り方小頭 十朔
河州茨田郡郡村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持為吉
河州交野郡田口村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持伊太郎・同寅吉
河州交野郡津田村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持嶋次・同久作
河州交野郡片鉢村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持勝治郎
河州交野郡徳谷村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持源蔵
河州交野郡専延寺村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持藤七
河州交野郡杉村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持音吉
河州交野郡藤阪村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持政吉
河州交野郡渚村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持桑治郎・同太七
河州交野郡宇山村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持種吉
河州交野郡阪村 同種茨田郡○(林の下に示)野村廻り方小頭重作持場 受持種吉
河州交野郡養父村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持藤七
河州交野郡私市村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持末吉
河州交野郡長尾村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持彦蔵
河州交野郡下島村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持種吉
河州交野郡船橋村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持惣八
河州交野郡燈油村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持卯三郎
河州交野郡打上村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持儀三郎
河州交野郡上島村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持梅吉
河州交野郡招提村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持宗七
河州交野郡野村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持卯吉
河州交野郡春日村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持音松

畿内番人制の結構

河州交野郡楠葉村野田組 同州交野郡楠葉村廻り方小頭重作持場 受持源六
河州讃良郡太子田村 同州茨田郡占野村廻り方小頭十朔持場 受持安治郎
河州讃良郡国松村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持又吉
河州讃良郡萱島流作新田 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持吉蔵
河州讃良郡三箇ノ内江野口・西之口・大畑ケ 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持市次郎
河州讃良郡三箇村之内大箇分 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持清次郎
河州讃良郡尼ケ崎新々田 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持清次郎
河州讃良郡尼ケ崎新田 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持清次郎
河州讃良郡岡山村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持清六
河州讃良郡砂村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持半七
河州讃良郡木田村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持藤平
河州讃良郡小路村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持仙吉
河州讃良郡御領村 同州同郡同村廻り方小頭十朔持場 受持喜市

総計八十三人
内
小頭十二人
組下七十一人

※占野村小頭中川十朔については『寝屋川市誌』に枚方屯所で所長の下に小頭として番太頭となり、自宅は屯所出張所で簡単な牢屋もあった。後2等巡査となりさらに名古屋の署長となったとある。299p～。次史料高槻藩預り所にも名がみえる。

別添史料2 高槻藩預り所小頭書上げ 明治三年八月

好田家文書

又助 摂州茨田郡枚方宿 伊加賀村・
 十朔 摂州茨田郡占野村(堺県) 出口村・中振村・走谷村
 佐吉 摂津島上郡高槻城下 広瀬・宮田・奈佐原・上音羽
 喜右衛門 摂津島上郡梶原村 東大寺
 忠助 摂津島下郡水尾村(古河藩) 沢良宜浜・乙辻・島村
 忠助 川尻・余野
 喜八 摂津島下郡吹田村(兵庫県) 太中・小坪井・鶴野新田・新在家・別府
 仙助 摂州交野郡茄子作村(堺県) 一津屋村
 栄五郎通場 摂州口川辺郡昆陽村 千増
 栄五郎組下 寺本
 久吉 摂州豊島郡尊鉢村(兵庫県) 新田中野
 久助 摂州川辺郡伊丹(兵庫県) 下市場
 幸吉通場 摂州奥川辺郡広根村(兵庫県) 上野・柏梨田・下原・上肝川・下肝川・村上新田・銀山
 町・長谷・芝辻新田・上阿古谷
 幸吉組下 上佐曾利・下佐曾利・香合新田・笹尾・大原野・境野・玉瀬
 伊兵衛 摂州豊島郡木部村(兵庫県) 柏原・島・杉生・鎌倉・西畑・西多田・平野
 伊兵衛 (能勢)倉垣・吉野・山内・宿野・天王
 倉次郎 摂州豊島郡池田村(兵庫県) 北田原・槻並・万善・清水・仁頂寺・下阿古谷
 倉次郎 山田
 音助 摂州川辺郡加茂村(兵庫県) 石道・虫生・赤松・林田・栃原・木間生・木津・差組・芋生
 音吉 片山・平通・柏原・稲地・平野・上杉・垂水
 十代吉 摂州豊島郡瀬川駅(兵庫県) 山原・一庫・笹部・山下・東畝野・西畝野・見野・黒川・玉
 崎・横瀬
 十代吉 吉川
 久七 摂州島上郡富田村 木代

※通場と組下、同一小頭下の村々が別記されている例など、どうしてそのような書き分けがなされて
 いるかなど、多くの課題がうかびあがる史料である。

畿内番人制の結構

別表 非人番研究文献一覧

*発表年次順の排列で、その後著作などに収録されたものは備考で注記した

| 論者 | 年月 | 表題 | 発表誌 | 号数 | 備考 |
|-----------|----------|---|----------------------|-------------------|--|
| 山田正雄 | 1957 | 近世播磨における非人番について | 兵庫史学 | 14 | 後自著『黍田村に生きた人々』神戸新聞出版センター1984所収 |
| 藤本喜一郎 | 1959.10 | 大坂町奉行管下に於ける司法警察組織について | 創立七十周年関西学院大学文学部記念論文集 | | 後藤木『江戸時代史論』1960所収 |
| 松岡秀夫・横田久和 | 1976.01 | 非人番研究ノート | 近世部落史の研究上 | 雄山閣 | 西播地域皮多村文書研究会編 |
| 谷山正道 | 1977 | 大和における「非人番」史料―「非人番」統制機構を中心に | 部落問題研究 | 52 | |
| 菅原憲二 | 1977 | 近世京都の非人―与次郎をめぐる | 日本史研究 | 181 | |
| 小西愛之助 | 1978.03 | 島本部落史関係史料―摂津国嶋上郡広瀬村「皮田関係」文書 | (関西大学部落問題研究室) 紀要 | 4 | 後半非人番史料を多数収録、後自著『近世部落史研究』関西大学出版部1982所収 |
| 前圭一 | 1978 | 大和における「非人番」史料上・下 | 部落問題研究 | 56・58 | |
| 小西愛之助 | 1981.03 | 非人番関係史料 | (関西大学部落問題研究室) 紀要 | 7 | 後自著『近世部落史研究』関西大学出版部1982所収 |
| 今西一 | 1982 | 大和における一老農の生涯 | 部落問題研究 | 74 | 後自著『近代日本の差別と集落』雄山閣所収 |
| 頭士倫典 | 1985.12 | 解説元文・明和期の津山藩の織多・非人支配について | 岡山部落解放研究紀要 | 3 | 一連の美作津山藩政日記からの被差別部落関係記事翻刻事業の一環 |
| 今西一 | 1986 | 「解放令」前夜の部落の生活 | 近代京都の部落史 | 部落問題研究所 | |
| 藤本清二郎 | 1987 | 近世中期における和歌山近郷の非人番と長吏支配 | 和歌山地方史の研究 | 宇治書店 | 後自著『城下町世界の生活史』清文堂出版2014所収 |
| 内田九州男 | 1987 | 大坂四ヶ所の組織と収入 | ヒストリア | 115 | |
| のびしょうじ | 1987.03 | 村方非人番の成立 | 地域史研究 | 16巻3 | 兵庫県尼崎市立地域研究史料館 |
| のびしょうじ a | 1988 | 広域非人番制の展開と村々の抵抗 | 地域史研究 | 17巻2・3 | 二回に分けての分載 |
| のびしょうじ b | 1988 | 非人番 近世に生きる人々 19 | こべる | 112 | |
| 安達五男編 | 1989.03 | 非人番関係史料 | 三木市部落史研究会 | (兵庫県) 三木市教育委員会 | 7節に分けて市域以外の兵庫県内の関係史料も合わせて収録 |
| 根本親良 | 1989.03 | 龍野の部落史 近世編 | 同刊行会 | (兵庫県) 龍野市教育委員会 | 第二章第一節2村々非人番と頭善四郎／3北龍野非人小屋と長屋もの |
| 芝英一 | 1989.08 | 近世田辺領における身分制度と非人番(番太) | 近世身分制と被差別の民―田辺領の場合― | (和歌山県) 南部郷部落問題研究会 | |
| 草山巖 | 1990.3・9 | 村落警察非人番について―大坂四ヶ所と摂・播両国村方の緊張関係を軸として 1・2 | 地域史研究 | 19巻3・20-1 | |
| 臼井寿光 | 1991.05 | 播州郡中取締り体制の成立／西摂諸郡と非人・非人番 | 兵庫の部落史 | 神戸新聞総合出版センター | 第三巻第一章1節／2節 |
| 安達五男編 | 1993.03 | 非人番関係史料―資料編 | 三木市部落史研究会 | 三木市教育委員会 | 89年刊冊子から所収史料を精選して読み下し文を付して刊行 |
| 溝口祐美子 | 1994 | 近世大和における非人番制度の成立過程 上・下 | 奈良歴史通信 | 39、40・41合併号 | 奈良歴史研究会機関誌 |
| 井岡康時 1 | 1994.03 | 大和の「非人番」覚書 | (奈良) 研究紀要 | 1 | 奈良県立同和問題関係史料センター |

| 論者 | 年月 | 表題 | 発表誌 | 号数 | 備考 |
|----------|---------|-------------------------------|------------------|------------|-----------------------------------|
| 北崎豊二 | 1994.04 | 警察の近代化と非人 | 近代大阪の社会史的研究 | 法律文化社 | 大坂・堺の都市非人組織の近代移行期の変遷を追ったもの |
| 朝尾直弘 | 1995.04 | 悲田院と近江の非人番 | 日本国家の史的特質 | 思文閣出版 | 朝尾退官記念会編 |
| 小西愛之助 | 1995.05 | 摂津・河内・和泉の「非人」 | 新修大阪の部落史上巻 | 部落解放研究所 | 1981紹介史料を補充したもの |
| 安達五男編 | 1996.03 | 三木市部落史関係文書 第二巻 | 編纂委員会 | 三木市教育委員会 | 1989・1993非人番史料を大半収録 |
| 藤田実 | 1998.05 | 大坂の捕方手先と近代化 | 大阪の歴史 | 増刊号 | |
| 山本薫 | 2002.02 | 泉州の堺「四ヶ所」長吏と郡中非人番 | 部落問題研究 | 159 | 1997年度和歌山大学修士論文の部分発表 |
| 坂口由紀 | 2003.07 | 和泉国在方非人番について | 部落問題研究 | 165 | 2001年度大阪市大文学部卒論 |
| 安達五男 | 2004 | 非人番の役務と百姓衆の意識——賤身分制の矛盾 | 人権教育研究 | 4 | |
| 井岡康時 a | 2007.03 | 明治初期大和国における非人番制度の改革と戸籍編成 | 『(奈良)研究紀要』 | 13 | 奈良県立同和問題関係史料センター |
| 井岡康時 b | 2007.07 | 非人番への給米に関する一史料をめぐって | リージョナル | 7 | 奈良県立同和問題関係史料センター |
| 高木伸夫 | 2007 | 近世・近代移行期における兵庫津の諸賤民 | 明治維新と被差別民 | 部落解放・人権研究所 | |
| 北崎豊二 | 2007 | 非人番制度の解体 | 明治維新と被差別民 | 部落解放・人権研究所 | |
| のびしょうじ | 2007.06 | 村方非人番の成立 | 被差別民たちの大阪 | 部落解放・人権研究所 | 近世前期編 |
| 藤本清二郎 | 2010 | 被差別民と村社会 | 村の身分と由緒 | 吉川弘文館 | <江戸>の人と身分 2 |
| 寺木伸明 | 2011.03 | 紀州藩松坂領における非人番及び惣廻りについての小考察 | 部落解放研究 | 191 | 特集非人・非人番の生活世界 |
| 中尾健次 | 2011.03 | 摂河の在方非人番と在方小頭 | 部落解放研究 | 191 | 特集非人・非人番の生活世界 |
| 塚本明 | 2012 | 近世伊勢神宮直轄領の被差別民について | (三重大学) 人文論叢 | 29 | 後自著『近世伊勢神宮領の触穢観念と被差別民』清文堂2014所収 |
| 寺木伸明 | 2014.03 | 北摂地域における非人番の実態と役割—大阪府箕面市域の場合 | 『近世被差別民衆史の研究』6章 | 阿咩社 | 『改訂箕面市史』部落史 本文編 1999、3章4節を独立させて収録 |
| のびしょうじ a | 2015.02 | 大坂四ヶ所の在方小頭支配 | 近世大坂と被差別民社会 | 清文堂 | |
| のびしょうじ b | 2015.02 | 在方小頭・非人番の役銭について | 近世大坂と被差別民社会 | 清文堂 | |
| 藤原有和 | 2015.03 | 近世被差別身分の裁判例について—「大坂都督所務類纂」による | (関西大学部落問題研究室) 紀要 | 69 | 非人番の事例に拘わる事例のみを収録 |
| 藤本清二郎 | 2017.11 | 「尼崎長吏文書」からわかること—解説にかえて | 地域史研究 | 117 | 新出の尼崎長吏文書の主要部分の翻刻と解説 |
| 藤本清二郎 | 2018.01 | 畿内譜代藩「長吏」体制の展開と終焉—尼崎藩の場合 | 部落問題研究 | 223 | |
| 渡邊久仁太 | 2018.03 | 貝塚市内町非人番について | 部落問題研究 | 224 | |

*号数項に出版社名がある場合は定期刊行物でなく単独の出版物所収を指す

*自治体史・府県警察史などでの言及や所収史料、論稿での部分的言及などは基本省略したが、一部は収録したことがある

*『京都の部落史』編纂事業を嚆矢として、今日まで部落史を主題とした編纂事業が各地でおこなわれ、大半の史料編・本編に史料や言及をみるが省略した

*非人番制を畿内に限定しているため、周辺国は参考に収録したことがあるが、番人・村番一般を論じているものは除外

*組織的非人制度と関わりも深く、非人番の終焉と近代警察機構の生成とは不可分であるが、どちらも最小限の文献に限定した